

平成22年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第1号）

平成22年3月2日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 施政方針並びに提案理由の説明
- 第 7 議案の補足説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 施政方針並びに提案理由の説明
- 日程第 7 議案の補足説明

出席議員（22名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 大塚 祐 司 | 2番 | 飯 嶋 正 利 |
| 3番 | 宮 澤 芳 雄 | 4番 | 太 田 將 範 |
| 5番 | 伊 藤 保 | 6番 | 島 田 和 雄 |
| 7番 | 平 野 忠 作 | 8番 | 伊 藤 房 代 |
| 9番 | 林 七 巳 | 10番 | 向 後 悦 世 |
| 11番 | 景 山 岩三郎 | 12番 | 滑 川 公 英 |
| 13番 | 嶋 田 哲 純 | 14番 | 柴 田 徹 也 |

15番 木内 欽市
17番 日下 昭治
19番 嶋田 茂樹
21番 林 正一郎

16番 佐久間 茂樹
18番 林 俊介
20番 高橋 利彦
22番 林 一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智 忠直	副市長	増田 雅男
教育長	多田 哲雄	病院事務部長	渡辺 清一
総務課長	平野 哲也	秘書広報課長	米本 壽一
企画課長	堀江 隆夫	財政課長	加瀬 正彦
税務課長	野口 徳和	市民課長	増田 富雄
環境課長	平野 修司	保険年金課長	花香 寛源
健康管理課長	小長谷 博	社会福祉課長	在田 豊
高齢者福祉課長	渡辺 輝明	商工観光課長	神原 房雄
農水産課長	林 清明	建設課長	北村 豪輔
都市整備課長	伊藤 恒男	下水道課長	佐藤 邦雄
会計管理者	高山 重幸	消防長	菅谷 衛一
水道課長	横山 秀喜	庶務課長	浪川 敏夫
学校教育課長	平野 一男	生涯学習課長	野口 國男
国体推進室長	高野 晃雄	監査委員局長	林 久男
農業委員会事務局長	伊藤 浩	国民宿舎支配人	堀川 茂博
病院事務次長	石鍋 秀和	病院経理課長	鈴木 清武

事務局職員出席者

事務局長	加瀬 寿一	事務局次長	石毛 健一
------	-------	-------	-------

開会 午前10時 0分

議長（林 一哉） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

日程第1 開 会

議長（林 一哉） ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより平成22年旭市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第2 議長報告事項

議長（林 一哉） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承をいただきたいと思います。

日程第3 会議録署名議員の指名

議長（林 一哉） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

3番、宮澤芳雄議員、4番、太田将範議員、以上の2議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定

議長（林 一哉） 日程第4、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間といたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いをするので、ご協力をお願いいたします。

議長（林 一哉） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第36号までの36議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

議案説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

日程第5 議案上程

議長（林 一哉） 日程第5、議案上程。

議案第1号から議案第36号までの36議案を上程いたします。

議案第 1号 平成22年度旭市一般会計予算の議決について

議案第 2号 平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

議案第 3号 平成22年度旭市老人保健特別会計予算の議決について

議案第 4号 平成22年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について

- 議案第 5号 平成22年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 6号 平成22年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議案第 7号 平成22年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について
- 議案第 8号 平成22年度旭市水道事業会計予算の議決について
- 議案第 9号 平成22年度旭市病院事業会計予算の議決について
- 議案第10号 平成22年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について
- 議案第11号 平成21年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第12号 平成21年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第13号 平成21年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第14号 平成21年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第15号 平成21年度旭市水道事業会計補正予算の議決について
- 議案第16号 平成21年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第17号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の
制定について
- 議案第18号 旭市雇用促進住宅整備基金条例の制定について
- 議案第19号 旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第20号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 旭市一般職の職員の給与に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 大原幽学遺跡史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 議案第28号 旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 議案第29号 干潟シルバー活力センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定
について

- 議案第30号 旭市青少年憩の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第31号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第32号 旭市土地開発公社定款の変更について
- 議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第35号 指定管理者の指定について（あさひパークゴルフ場）
- 議案第36号 市道路線の認定、廃止及び変更について

日程第6 施政方針並びに提案理由の説明

議長（林 一哉） 日程第6、施政方針並びに提案理由の説明。

施政方針並びに議案第35号を除く議案第1号から議案第36号までの提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成22年旭市議会第1回定例会を招集し、平成22年度一般会計、特別会計及び企業会計予算のほか、条例の制定等の案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、新年度における市政運営について所信の一端を申し上げます。

はじめに、総合計画について申し上げます。

平成19年4月からスタートした総合計画は、4年目を迎えます。

平成22年度は、前期基本計画の進捗状況を把握するとともに、住民アンケート等を実施し、後期基本計画策定の基礎調査を行ってまいります。

なお、今後も地域の特性・資源を最大限に活かし、人の絆を大切に、誰もが健康で安全・安心に暮らせる「日本一住みよい」まちづくりに努め、将来都市像である「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”」の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、行政改革について申し上げます。

本市の行政改革を引き続き計画的に推進していくため、現在、第2次の旭市行政改革アク

アクションプランの策定に取り組んでおります。このプランは、平成17年度から平成21年度を推進期間とする現アクションプランを継承するとともに、市民の代表者からなる旭市行政改革推進委員会の提言等を踏まえ、「市民ニーズに即応できる行政基盤の確立」「健全で効率的な財政基盤の確立」「公正で透明な行財政運営の確立」を基本テーマに策定するもので、3月中には決定し、平成22年度からの5年間、このプランに沿って行政改革に取り組んでまいります。

次に、組織の再編について申し上げます。

これまで、行政改革の一環として、一部の課の組織を見直すなど再編に取り組んでまいりましたが、より一層の行政改革を推進するための専門部署として行政改革推進課を、また、本市の未来を担う子どもたちの育成支援と、少子化対策に積極的に取り組むため子育て支援課を、それぞれ設置することとし、本定例会に関連する議案を提案したところであります。

そのほか、平成22年度より各支所における機能の一部を本庁直轄とするなど、今後も組織の再編を進めてまいります。

次に、平成22年度の予算編成方針について申し上げます。

現在の日本経済は、景気に持ち直しの動きがあるものの、失業率は依然として高く、先行きについても、雇用環境の一層の悪化や円高、デフレによる景気抑制圧力の拡大などの懸念材料が存在し、予断を許さない状況下にあります。

このため政府は、新たな景気対策として「明日の安心と成長のための緊急経済対策」を盛り込んだ平成21年度第2次補正予算を編成し、平成22年1月に成立したところであり、また、平成22年度予算については、「平成22年度予算編成の基本方針」に基づき「コンクリートから人へ」「新しい公共」「未来への責任」「地域主権」「経済成長と財政規律の両立」を基本として、活力ある経済発展に重要な分野である「子育て」「雇用」「環境」「科学・技術」に重点を置き予算編成されたところであります。

一方、地方財政については、個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が引き続き落ち込む反面、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、財源不足が過去最大規模に拡大するものと見込まれています。

こうした中、本市の財政は、地方交付税の増額が見込まれるものの、地方交付税以外の各種譲与税や交付金については減額となる見込みであり、税収についても、景気低迷による落ち込みが懸念されることから、歳入全体の見通しは楽観できない状況にあります。一方、歳

出については、扶助費などの義務的経費の増加をはじめ、急速に進展する「少子・高齢社会への的確な対応」「安全で安心して暮らせるまちづくりの実現」など、多くの財政需要に対処していく必要があります。

このような状況下において、今回編成した平成22年度の当初予算は、市民福祉の向上と市の均衡ある発展に向けて、合併の効果や財源などを最大限に活かすとともに、合併による国の財政支援の終期も見据えながら、継続してよりスピードアップしてやるべき事業と、財政状況や市民ニーズに照らし合わせて、スピードダウンすべき事業を的確に判断し、本市の「基本計画」や「行政改革アクションプラン」に掲げる施策を着実に実施していくことを基本とし、一般会計の予算額を269億1,000万円としたものであります。

また、特別会計は、国民健康保険事業、老人保健、後期高齢者医療、介護保険事業、下水道事業、農業集落排水事業の6事業で、138億8,510万円、企業会計は、水道事業、病院事業、国民宿舎事業を合わせて551億6,011万5,000円となり、当初予算の規模を959億5,521万5,000円としたところであります。

次に、平成22年度の主要事業等について、基本計画の施策体系に沿って申し上げます。

第一に「安全で魅力のあるまちづくり」であります。

はじめに、都市計画について申し上げます。

都市計画マスタープランについては、平成19年度より策定を進めてきており、この間、策定委員会や住民の意見を反映しながら取り組んできたものであり、今般、その素案について旭市都市計画審議会へ諮問し、原案どおりとの答申をいただいたところであります。

今後は、この都市計画マスタープランで定めたまちづくりの基本方針をもとに、計画的にまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、市道の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道については、幹線道路の整備とともに、各地区からの要望の多い生活道路についても緊急性や整備後の効果、地域バランス等を考慮しながら計画的に進めてまいります。

旭中央病院アクセス道整備事業については、飯岡バイパス入口から中央病院東側までの東西線全線と、南北線の中央病院東側から県道銚子旭線までの間は、現在、3月末の完成に向け工事を進めており、南北線の県道銚子旭線から国道126号までの間については、JRの線路を跨ぐ橋梁工事を含め、継続して工事を進めてまいります。

現在、詳細設計業務を実施している飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業については、平成

26年度完成を目指し事業を進めてまいります。

また、塙新町の道路改良工事については、関係地権者のご協力により用地取得が終了した箇所から工事を着工してまいります。

次に、街路事業については、谷丁場遊正線において、現在、事業用地の約70パーセントを取得しておりますが、引き続き関係地権者のご理解とご協力をお願いし、用地取得した箇所から随時造成工事等を行ってまいります。

旭駅前線については、事業認可期間の再延長を行う一方で、今般、駅前広場内の地権者2件のご協力をいただきましたので、平成22年度は、本格的に駅前広場の整備に取り組む予定であります。

今後も早期完成に向けて、地権者のご協力をいただけるよう努力してまいります。

次に、コミュニティバスについて申し上げます。

運行ルートの大幅な再編から2年を経たコミュニティバスは、市民の身近な移動手段として定着しつつあり、年間では11万人を超える利用が見込まれるところであります。また、3年目を迎える干潟地区ルートの試行運行については、平成23年度の本格運行に向け、平成22年度予算にバス車両の購入を計上したところであります。今後も、市全体の公共交通のあり方を考える旭市地域公共交通会議において各ルートの利用状況等を精査し、効率的で利便性が高く利用しやすいバスとなるよう努力してまいります。

次に、消防行政について申し上げます。

消防活動の充実強化を図るため、平成22年度は、飯岡分署配備の消防ポンプ自動車を更新するとともに、消防団車両についても2台の更新を計画しております。なお、消防団の消防庫の改築や車両の更新については、分団や部の再編に併せて順次整備するとともに、防火水槽についても年次計画により整備してまいりたいと考えております。

次に、防災について申し上げます。

災害など非常時における正確な情報収集や関係機関との連絡体制を確保するため、一般電話が利用できない場合などを想定した非常通信設備の整備を図ってまいります。

また、千葉県による土砂災害防止法に基づく市内48箇所の土砂災害警戒区域等の指定に伴い、ハザードマップや警戒避難体制の整備を図り、土砂災害による被害の未然防止に努めてまいります。

第二に「快適でうるおいのあるまちづくり」であります。

はじめに、生活環境について申し上げます。

きれいなまちづくりを推進するため、「きれいな旭をつくる会」を中心に市民の皆様やボランティア団体のご協力をいただきながら、ゴミゼロ運動や各種事業を推進し、今後も地域ぐるみで環境の保全に取り組んでまいります。

また、地域での地球温暖化を少しでも防止するための取組みとして、平成22年度から3年間、住宅用太陽光発電システムを設置する方へ補助制度を実施してまいります。

次に、広域ごみ処理事業について申し上げます。

東総地区広域市町村圏事務組合が進めている広域ごみ処理事業については、3市管内の既存施設を集約化した広域ごみ処理施設や最終処分場を同一市において整備することとし、検討を進めております。

新施設の整備にあたっては、今後も構成3市で連携し地域住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、早期実現に向けて努力してまいります。なお、新施設の稼働までは、一定の期間を要しますので、現施設の延命化と適正な運営を図り、ごみ処理行政に支障のないよう努めてまいります。

また、東総衛生組合が運営している旭クリーンパークにつきましては、本年度から現敷地内に、コンパクト化かつ再資源化を考慮した汚泥再生処理センターの建設工事に着工する予定であります。

次に、水道事業について申し上げます。

将来にわたり安全で良質な水を安定的に供給するため、既存施設の維持管理に努めながら、引き続き配水区域変更に伴う配水管布設工事を行い、災害などの緊急時に対応するため、緊急応援連絡管布設工事等を計画的に行ってまいります。

また、平成22年度から、新たに配水管を布設する場合に、市と申請者の布設費の費用負担を定め、今後の配水管布設工事の円滑な推進を図り、水道普及の向上に努めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

公共下水道は、平成21年度末において165.2ヘクタールの区域で使用が可能となり、事業認可区域202ヘクタールのうち、約82パーセントが整備されます。

平成22年度は、旭中央病院北側進入路周辺2.4ヘクタールの面整備工事を実施してまいります。なお、現認可区域の整備後は、当分の間、新たな区域の認可変更は行わず、施設の適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、排水路の整備について申し上げます。

平成21年度から工事に着手した川向西野地区の排水路整備事業については、継続して工事

を進めるとともに、蛇園南地区流末排水整備事業については、現在、詳細設計業務に取り組んでおり、平成26年度完成を目指し事業を進めてまいります。

次に、公園事業について申し上げます。

現在整備中の袋公園、旭文化の杜公園については、市民が利用しやすく憩える交流の場として、また、防災機能を併せ持った公園として平成22年度末の完成に向けて事業を進めております。

また、下宿ふれあい公園については、旭市立公園に位置付けるため、本定例会に関連する議案を提案したところであり、名称については、地域の皆様のご意見を取り入れ、「三川ふれあい公園」とするものであります。

これらの公園が完成することにより、総合計画に定める一定の目標は達成できるものと考えております。

今後は、安全で快適な公園の維持管理に努めてまいります。

次に、あさひパークゴルフ場について申し上げます。

あさひパークゴルフ場は、平成20年7月のオープン以来、市民の健康増進の場として、各種大会等の開催などにより、大勢の皆様にご利用いただいているところであります。

平成22年度は、オープン3年目を迎えることから、より適切な運営を目指すため、利用団体や有識者等を交えた懇話会を設置したいと考えており、今後も、利用者のニーズ等を把握するとともに、しっかりとした維持管理に努めてまいります。

なお、施設の指定管理者の指定期間が本年3月末をもって終了することから、財団法人旭市福祉協会を継続して指定管理者として指定するため、本定例会に関連する議案を提案したところであります。

次に、JR旭駅、干潟駅の環境整備について申し上げます。

老朽化している両駅のトイレ改修につきましては、JRとの協議が整いましたので、国体が開催される本年9月までには完成させたいと考えております。

第三は「健やかでやすらぎのあるまちづくり」であります。

はじめに、保健事業について申し上げます。

乳幼児医療費助成事業については、千葉県において平成22年12月から子ども医療費助成事業と改称し、助成対象を小学校3年生まで拡大することに伴い、本市においても、対象を小学校3年生まで引き上げ助成してまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

近年、自治体病院は、香取・海匠地域においても医師不足等の影響もあり、休止や病棟の閉鎖等診療体制の縮小が加速しております。

このような状況の中、旭中央病院は、東総地域の基幹病院として高度医療をはじめ、不採算部門の救急医療等を受け持つとともに、近隣病院の要請に基づき医師の派遣を行うなど、地域医療の確保に取り組んでおります。これからも病院事業については、引き続き健全な経営に努めてまいります。

また、病院再整備事業は、順調に進捗しており、平成22年度末には新本館工事が完了する見込みであります。

先日は、森田知事も現地を視察に来られ、旭中央病院が東総地域の中核病院として必要不可欠なものであるとの認識を深めていただいたものと考えております。

次に社会福祉について申し上げます。

これまで80歳以上の方々を対象に支給しておりました長寿祝金支給事業については、その対象を見直し、節目の年齢に合わせて支給してまいります。

また、干潟シルバー活力センターは、建物の老朽化が進み、耐震基準も満たしておらず、急傾斜地域に建設されているため、取り壊すこととし、本定例会に関連する議案を提案したところであります。

次に児童福祉について申し上げます。

私は、以前より、国も地方も大きな問題の一つに、少子化に歯止めをかけるという事を、何が何でもやらなければならないと思っております。その中で、地域が独自にできる子育て支援策として、今回、0歳から2歳未満までの乳幼児を対象に紙おむつを給付してまいります。

また、4月から始まる子ども手当につきましては、中学生までの子ども約1万人に一人当たり月額1万3,000円を支給するための予算措置を講じたところであります。

なお、延長保育や一時預かり、病児・病後児保育、つどいの広場事業等については引き続き実施し、子育て支援の環境を整えてまいります。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

超高齢社会といわれる中で、増加する要介護認定者に対する介護保険制度の適正な運営を図るとともに、元気な高齢者を増やすための介護予防事業の推進や自立した生活を送るための地域ケア体制の整備に取り組んでまいります。

また、第5期介護保険事業計画の策定のためのアンケート調査を実施し、介護保険サービ

ス利用者のニーズの把握や介護サービス基盤の整備状況の検証などを行ってまいります。

次に、障害者福祉について申し上げます。

障害者福祉サービスについては、援助を必要とする方々のため、地域に即した施策に取り組んでまいります。

また、重度心身障害者の医療費助成については、これまで重度の身体障害者及び重度の知的障害者を助成の対象としておりましたが、障害者自立支援法に基づき、新たに重度の精神障害者を助成の対象とすべく、本定例会に関連する議案を提案したところであります。

第四は「心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり」であります。

はじめに、学校教育について申し上げます。

市内の小・中学校が主体性を発揮し、創意工夫を活かして教育の活性化を図り、特色ある学校づくり、人づくりを推進することにより、児童・生徒一人ひとりの生きる力を育むことを目的に、新規事業として、学校いきいきプラン事業を展開し、学校教育の充実を図ってまいります。

小・中学校教諭補助員配置事業等については、10名の教諭補助員を配置するとともに、5名の学力支援員を配置し、国語や算数、数学など基礎学力の徹底と特別支援を必要とする子ども達へのきめ細かな指導を行うものであり、A L Tによる英語教育と併せて学力の向上を図ってまいります。

学校給食センター統合改築事業については、造成工事と実施設計を予定しておりますが、先行して、用水時期前に水路の付替え工事を実施するとともに、建設課や下水道課等が発注する工事の発生土を活用しての埋立てを予定しております。なお、活用に際しては、土壌の環境等を十分検証しながら工事を進めてまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

中央小学校及び矢指小学校改築事業については、早期完成に向けて事業を進めてまいります。

また、第一中学校屋内運動場改築事業については、学校等と詳細部分についての調整を図りながら、平成23年3月末の完成を目指すとともに、飯岡中学校改築事業については、飯岡西部地区土地改良事業において創設予定の非農用地のみを利用する計画とし、事業を進めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

文化振興事業については、多くの市民の皆さんに楽しんで参加していただけるよう、市民

音楽祭やあさひのまつり等の市民参加型の事業をはじめ、演劇鑑賞教室、あさひ寄席等の公演などを実施してまいります。なお、日本文化の復活やまちおこし等に精力的に取り組んでいる長野県在住のセーラ・マリ・カミングスさんを講師として迎える文化講演や、NHK公開番組「あなたの街で夢コンサート」の開催も決定しており、幅広いジャンルの文化事業を展開してまいります。

文化財保護については、大原幽学遺跡「旧宅」半解体事業が最終年度を迎え、修復作業が完了する予定となっております。

体育振興については、市民の健康に対する関心が高まる中、広くスポーツに理解と関心を深め、かつ、市民が積極的にスポーツレクリエーション活動に参加できる機会を提供してまいります。

特に、市民の一体感を醸成する事業として、「第1回旭市民体育祭」を千葉県総合スポーツセンター東総運動場において開催し、市民の絆を築く健康で明るいスポーツレクリエーション活動として推進してまいります。

次に、37年振りに千葉県で開催される「ゆめ半島千葉国体」について申し上げます。

来る9月30日から5日間の日程で開催される「第65回国民体育大会卓球競技会」では、本市の掲げる“日本一住みよいまち”にふさわしい魅力あふれる大会となるよう準備を進めてまいります。

また、全国から訪れる多くの人々を温かいおもてなしの心で迎えるため、市民やボランティア団体等のご協力をいただきながら、国体開催への気運を盛り上げてまいります。

第五は「活力と躍動感に満ちたまちづくり」であります。

はじめに、農業の振興について申し上げます。

水田農業は、米の消費が停滞する中、生産過剰による価格の低迷が続き、依然として厳しい状況にあります。そのような状況から脱却し、安定した水田農業を実現するため、麦のほか飼料作物、発酵粗飼料用稲、飼料用米などを組み合わせた水田経営による収入の安定化を図ります。なかでも、一昨年から取り組んでおります飼料用米については、国や県からも大きな評価を得ており、今後も積極的に推進してまいります。

また、国において平成22年度より戸別所得補償モデル対策、いわゆる戸別所得補償制度を導入することから、水稻生産農家へ説明会等を開催し周知を図ることといたしました。

園芸については、首都圏への生鮮野菜の一大供給地として、さらなる生産力向上や省力化を図るため、県の補助制度である「園芸王国ちば」強化支援事業等を積極的に活用し、野菜

生産施設等の整備を支援してまいります。

畜産については、地域から発生するバイオマス資源の有効活用を図るため、平成22年度は堆肥利用組合2団体が、地域バイオマス利活用推進事業に取り組みます。

旭市農業振興地域整備計画の全体見直しは、県との事前協議が整ったことから、法的な事務手続きを進めてまいります。

また、産地間の競争、輸入の増加、消費の減少など農水産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、有利販売や販路の拡大による収益の増加を図るため、これらを支援するこだわり旭ブランド創出支援事業を平成22年度より推進してまいります。

そのほか、本市特産物の新たな需要を掘り起こし、商工業との連携により地場産品の販売を推進するとともに、地域産業の活性化に向けて、直売施設等の整備の検討を進めてまいります。

また、本市の認定農業者は、平成21年度当初で903経営体を数え、県下第1位となっております。これら担い手の育成、支援が地域の課題であることから、来る3月24日に「フレッシュフード海匠」見本市を、市場関係者や食品産業関係者などを迎え、東京都立産業貿易センターで開催いたします。この見本市は、生産者自らが消費地に出向き、業界関係者との商談を通じて販路を開拓するもので、平成22年度以降も、引き続きこのような市独自の担い手支援策を講じてまいりたいと考えております。

幽学の里で米作り交流事業による都市住民との交流については、各方面からの賛同をいただき、回を重ねるごとに参加者が増えております。今後も、交流の裾野を広げ、内容の充実を図っていくことにより、自然豊かな旭市のPR並びに地元農水産物の消費拡大につながるよう努めてまいります。

次に、水産業の振興について申し上げます。

水産業を取り巻く環境は、水産資源の減少や輸入水産物の増加、景気の後退に伴う需要の減少により厳しい状況となっております。このような状況の中、経営の安定に向けて、つくり育てる漁業を推進するとともに、漁港施設においては、航路確保のための浚渫や、堤防、護岸等の整備を図ってまいります。

次に、農水産業の振興策の一環として、6月には飯岡漁港を会場として、いいおか港・水産まつりを、秋には旭、干潟、海上地区で産業まつりを開催し、本市のPRと知名度の向上を図ってまいります。

次に、商業の振興について申し上げます。

商業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続く中、商工会では、既存商店街の振興策として、プレミアム付き共通商品券発行事業や中心市街地活性化委員会の活動など商業活性化に向けた各種事業を展開しているところであり、市としても、商工会と連携を図りながら支援してまいります。

また、雇用の創出と空き店舗対策として、新たに、ふるさと雇用再生特別基金事業を利用して、市の特産品等を広く市内外に紹介するアンテナショップを計画しており、関連する予算を計上したところであります。運営については商業団体へ委託を予定しており、商業・農水産業の団体等に協力をいただきながら、本市に相応しいアンテナショップにしたいと考えております。

中小企業金融対策事業については、急激な景気悪化もあり、平成21年度に市制度資金の融資枠を拡大し、利便性向上に努めておりますが、今後も景気の停滞が続くと見込まれることから、引き続き利用の促進を図るとともに、国のセーフティネット保証に係る認定事務を迅速に行い、中小企業者の経営安定に向け支援してまいります。

次に、工業の振興について申し上げます。

あさひ新産業パークへの企業誘致については、今年度2社の操業が開始されましたが、いまだ景気の回復の兆しが見えない中、工業団地に対する引き合いも減少しており、企業誘致活動も厳しさが増しております。今後もしばらくの間、厳しい状況が続くことが予想されますが、農畜産物の一大供給地である本市のポテンシャルを活かしながら、引き続き地域経済の活性化と雇用機会の創出を図るため、各金融機関や千葉県並びに県土地開発公社などと連携しながら優良企業の誘致に努めてまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

千葉県では、現在、早春の観光キャンペーン「きらきら房総春いっぱい」を展開しているところであり、本市においても、このキャンペーンの一環として、「袋公園桜まつり」など各種イベントをガイドブック等により紹介しております。

袋公園桜まつりにつきましては、「袋公園桜まつり実行委員会」が中心となり、地域の皆様の協力のもと、来る4月1日から11日まで開催を予定しておりますので、多くの方々のご来場を期待するものであります。

また、長熊釣堀センターにつきましては、現在、大勢の釣り客で賑わっているところであります。

今後は、来る4月1日に1周年記念の無料開放を実施するほか、恒例の春・秋の釣り大会

や各種イベントを予定しており、県内外から多くの釣り客を迎えられるよう努めてまいります。

さらに、観光の振興策については、今後も、ちばプロモーション協議会「九十九里地域部会」や観光協会等と連携しながら観光の情報発信に取り組むなど観光客の誘致に努めてまいります。

次に、地域資源価値創造事業について申し上げます。

この事業は、平成20年度に外部検討委員会である「旭市の文化と観光情報発信委員会」、平成21年度に「旭市地域ブランドづくり委員会」を設置し、潜在的な文化・観光資源を新たな目で調査し、全国へ向けての情報発信を試みるため、調査・研究などを行いました。

今後は、これまでの各種調査やその成果をもとに、地域の活性化に結び付ける方策などを研究し、市民の活動の融合により創造的な成果を生み出すとともに、ちばてつや先生のご協力をいただきながら、漫画キャラクターを使用したPR活動を地域内外に向け積極的に行ってまいります。

第六は「共につくる夢のあるまちづくり」であります。

はじめに、定住自立圏構想策定事業について申し上げます。

定住自立圏構想は、少子・高齢化や三大都市圏への人口流出、地方分権の流れなどの見地から、人口の減少による地域経済力の低下、コミュニティの衰退などを防ぎ、活力あるまちづくりを推進していく施策であり、本市は、広域的な合併を行ったことから、特例として合併1市で圏域を形成できることとなりました。

今後は、3月末までに中心市宣言を行い、平成22年度に定住自立圏形成方針及び定住自立圏共生ビジョンを策定し、「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、一つの圏域として本市の活性化を図ってまいります。

なお、国の定住自立圏構想推進要綱に基づき、本定例会に関連する議案を提案したところであります。

次に、電算システム運用事業について申し上げます。

現行の住民情報系システムについては、新市合併により新たに構築し、平成17年7月より稼働運用しております。現行システムの運用保守が平成24年3月で終了することから、3月中には新システム構築の業者を選考し、平成23年度の稼働運用に向けて準備を進めてまいります。なお、新システムの構築にあたっては、安定稼働はもちろんのこと、市民サービスの向上、コストの低減、万全なセキュリティ対策を基本に実施してまいります。

続いて、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、平成22年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、歳入歳出それぞれ269億1,000万円であります。

歳入の主なものは、1款市税に67億4,610万円、9款地方交付税に79億1,000万円、13款国庫支出金に27億9,244万7,000円、14款県支出金に14億4,576万5,000円、20款市債に47億4,550万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、2款総務費に30億5,160万円、3款民生費に69億7,774万7,000円、6款農林水産業費に9億8,223万8,000円、8款土木費に38億9,585万7,000円、9款消防費に10億8,253万5,000円、10款教育費に34億9,804万3,000円、12款公債費に32億364万8,000円を計上したところであります。

議案第2号は、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、事業勘定で84億4,000万円、施設勘定で7,270万円とするものであります。

議案第3号は、平成22年度旭市老人保健特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ2,800万円とするものであります。

議案第4号は、平成22年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ4億4,600万円とするものであります。

議案第5号は、平成22年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ37億2,000万円とするものであります。

議案第6号は、平成22年度旭市下水道事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ11億2,700万円とするものであります。

議案第7号は、平成22年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ5,140万円とするものであります。

議案第8号は、平成22年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の給水件数を1万8,912件、年間給水量を615万7,667立方メートルと見込み、事業収益を16億2,459万8,000円と予定いたしました。

議案第9号は、平成22年度旭市病院事業会計予算の議決についてでありまして、病院本体の入院患者数は27万7,111人、外来患者数は79万5,316人を見込み、事業収益を323億6,336万2,000円と予定いたしました。

議案第10号は、平成22年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決についてでありまして、宿泊利用者を1万6,000人、休憩利用者を7,000人を見込み、事業収益を2億4,373万4,000円と予

定いたしました。

議案第11号は、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ2,200万円を追加し、予算の総額を279億6,000万円とするものであります。

議案第12号は、平成21年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定において歳入歳出からそれぞれ373万6,000円を減額し、予算の総額を86億1,584万9,000円とするものであります。

議案第13号は、平成21年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ5,726万円を追加し、予算の総額を36億9,526万円とするものであります。

議案第14号は、平成21年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、繰越明許費を設定するものであります。

議案第15号は、平成21年度旭市水道事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収入及び支出で、水道事業収益に820万7,000円を増額し、水道事業費用から4,913万円を減額するとともに、資本的収入及び支出では、企業債の借り換えをするにあたり、資本的収入に4億1,090万円、資本的支出に3億9,358万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

議案第16号は、平成21年度旭市病院事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収入及び支出で、病院事業収益に2億1,918万4,000円を増額し、病院事業費用に2億2,273万8,000円を増額するとともに、資本的収入及び支出で、資本的収入から18億5,938万円を減額し、資本的支出から18億5,901万5,000円を減額するものであります。

議案第17号は、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてでありまして、国が定めた定住自立圏構想に基づき、本市において定住を促進する取り組みを今後進めていく上で、定住自立圏形成方針を議会の議決を経て定める必要があるため、あらかじめ地方自治法第96条第2項の議会において、議決すべき案件である旨の条例を定めるものであります。

議案第18号は、旭市雇用促進住宅整備基金条例の制定についてでありまして、将来に向け、雇用促進住宅及び共同施設の整備に必要な財源を確保するため、基金を設置するものであります。

議案第19号は、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてでありまして、独立行政法人雇用・能力開発機構から購入する雇用促進住宅旭宿舎について、新たに条例を制定するものであります。

議案第20号は、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、なお一層の行政改革の推進や未来を担う子どもたちの育成に、より柔軟に対応するため、平成22年4月1日付けで行政改革推進課及び子育て支援課を新設するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第21号は、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、職員の定数管理を適切に行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第22号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、昨年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第23号は、旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、長寿祝金の受給資格者及び祝金の額を見直すにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第24号は、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、障害者自立支援法の趣旨に基づき、助成の対象に、新たに精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者を加えるとともに住所地特例の規定を整備するため所要の改正を行うものであります。

議案第25号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、神西住宅、西野住宅及び双葉団地の一部用途廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第26号は、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旭市立公園として「三川ふれあい公園」を設置するため、所要の改正を行うものであります。

なお、名称については地域のご意見を取り入れたものであります。

議案第27号は、大原幽学遺跡史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、大原幽学遺跡史跡公園内に設置するキャンプ場が、老朽化により所期の目的であるレクリエーション施設としての機能を維持できなくなったことから廃止することとし、所要の改正を行うものであります。

議案第28号は、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国民宿舎の名称を「食彩の宿いいおか荘」に改め、なじみのある施設の名称とし、利用者の顧客化を促進しようとするものであります。

議案第29号は、干潟シルバー活力センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてでありまして、建物の老朽化により、その機能を維持できなくなったことから

廃止することとし、本条例を廃止するものであります。

議案第30号は、旭市青少年憩の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてでありまして、青少年の健全育成を目的として設置運用してまいりましたが、建物の老朽化により、その機能を維持できなくなったことから廃止することとし、本条例を廃止するものであります。

議案第31号は、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、組合立国保成東病院及び鴨川市南房総市環境衛生組合が千葉縣市町村総合事務組合から脱退することに伴う組織団体数の減少等の規約改正にあたり、あらかじめ関係地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。

議案第32号は、旭市土地開発公社定款の変更についてでありまして、平成17年1月21日付けで改正された土地開発公社経理基準要綱に基づく経理に移行するにあたり定款中の規定の整備を行うものであります。

議案第33号及び議案第34号の両議案は、いずれも人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち6月30日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

私は、林秀和氏並びに石毛昭夫氏が適任であり、再度お願いしたいと考え、提案するものであります。

議案第36号は、市道路線の認定、廃止及び変更についてでありまして、道路整備等により新たに9路線を認定し、都市計画公園整備事業及び路線の見直しに伴い3路線を廃止するとともに、3路線を変更するものであります。

以上、市政運営についての所信並びに今回提案いたしました各議案の趣旨をご説明いたしました。詳しくは事務担当者から説明し、また、ご質問に応じてお答えいたしますので、なにとぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（林 一哉） ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

副議長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいいたします。

地方自治法第117条の規定により、議案第35号に関係いたします林一哉議員、高橋利彦議員、林俊介議員、日下昭治議員、木内欽市議員の退席を求めます。

（ 2 2 番 林 一 哉 退 席 ）

（ 2 0 番 高 橋 利 彦 退 席 ）

（ 1 8 番 林 俊 介 退 席 ）

（ 1 7 番 日 下 昭 治 退 席 ）

（ 1 5 番 木 内 欽 市 退 席 ）

副議長（嶋田哲純） 引き続き、提案理由の説明を求めます。

議案第35号について、明智市長、ご登壇願います。

（ 市 長 明 智 忠 直 登 壇 ）

市長（明智忠直） 議案第35号について、提案理由を説明いたします。

議案第35号は、あさひパークゴルフ場の指定管理者の指定についてでありまして、財団法人旭市福祉協会を継続して指定管理者として指定するにあたり、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

副議長（嶋田哲純） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

ここで林一哉議員、高橋利彦議員、林俊介議員、日下昭治議員、木内欽市議員の入場を求めます。

（ 2 2 番 林 一 哉 入 場 ）

（ 2 0 番 高 橋 利 彦 入 場 ）

（ 1 8 番 林 俊 介 入 場 ）

（ 1 7 番 日 下 昭 治 入 場 ）

（ 1 5 番 木 内 欽 市 入 場 ）

副議長（嶋田哲純） しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 1 1 時 1 2 分

再開 午前 11 時 13 分

議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 7 議案の補足説明

議長（林 一哉） 日程第 7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第 1 号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

財政課長（加瀬正彦） 議案第 1 号、平成22年度旭市一般会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

初めに、別冊でお配りしております平成22年度当初予算の概要について申し上げます。

この資料は、先日開催されました全員協議会において説明に用いましたものを特別会計、それから企業会計までを含めまして、改めて一冊にまとめたものでございます。この資料の内容につきましては、全員協議会でご説明したとおりでございますので省略させていただきたいと思います。

それでは、予算書を願いたいします。

予算の内容につきまして、前年度と比較しながら、主なものをご説明いたします。

それでは、1 ページを願いたいします。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を269億1,000万円と定めるもので、対前年度13億6,000万円、5.3%の増となりました。

第 2 条の債務負担行為と第 3 条の地方債につきましては、後ほど別の表でご説明いたします。

第 4 条は、一時借入金の限度額を20億円と定めるものです。

第 5 条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を給料、職員手当等及び共済費と定めるものでございます。

次の 2 ページから 8 ページまでは第 1 表歳入歳出予算であります、これらの内容につきましては、13 ページ以降の事項別明細書の中でご説明いたします。

それでは、9ページをお願いいたします。

第2表は債務負担行為です。表の1番目から7番目までは、各種利子補給と中小企業資金融資に対する損失補償について、例年設定しているものでございます。また、8番目、9番目は旭市土地開発公社に対する債務の保証、10番目は道路台帳統合事業について、11番目は共同運用消防指令センター整備事業について、それぞれ記載のとおり期間と限度額を設定するものでございます。

10ページをお願いいたします。

第3表は地方債です。起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、総額として47億4,550万円を計上しております。

次の11ページと12ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省略させていただきます。13ページの歳入から順を追ってご説明申し上げます。

それでは、13ページをお願いいたします。

1款市税のうち1項1目個人市民税は、景気後退による影響と21年度の決算見込みを考慮して、対前年度267万4,000円、0.1%の増で、27億1,330万8,000円を見込みました。

2目法人市民税についても、景気の急激な落ち込みと21年度の決算見込みを考慮して、対前年度817万6,000円、2.1%の減で、3億8,376万9,000円を見込みました。

2項1目固定資産税は、土地、家屋の課税標準額を考慮し、対前年度2,055万1,000円、0.7%の増で、28億2,716万2,000円を見込みました。

14ページをお願いいたします。

2目国有資産等所在市交付金は、対前年度20万3,000円、4.2%の減で、465万9,000円を見込みました。

3項1目軽自動車税は、対前年度137万7,000円、1.0%の増で、1億3,348万5,000円を見込みました。

4項1目市たばこ税は、21年度の決算見込みを考慮して、対前年度2,426万6,000円、5.4%の減で、4億2,824万1,000円を見込みました。

15ページをお願いいたします。

6項1目入湯税は、21年度の決算見込みを考慮して、対前年度128万7,000円、13.0%の増で、1,119万4,000円を見込みました。

7項1目都市計画税は、固定資産税の見込みに準じて、対前年度254万1,000円、1.1%の増で、2億4,404万2,000円を見込みました。

2 款地方譲与税の 1 項 1 目地方揮発油譲与税は、地方財政計画、これにつきましては、この後、地財計画と申し上げますけれども、これを考慮いたしまして対前年度同額の 1 億100 万円を見込みました。

16ページをお願いいたします。

2 項 1 目自動車重量譲与税は、地財計画を考慮して1,900万円、6.6%の減で、2 億6,700 万円を見込みました。

3 款の利子割交付金から 4 款配当割交付金、17ページになりますけれども、5 款株式等譲渡所得割交付金、6 款地方消費税交付金、7 款自動車取得税交付金、ここまでは地財計画と県の推計を考慮して、それぞれ見込んだものでございます。

一番下の 8 款地方特例交付金の 1 項 1 目地方特例交付金は、地財計画を考慮いたしまして 4,600万円、53.5%の増で、1 億3,200万円を見込みました。これは地方公務員に対する子ども手当分の増によるものでございます。

18ページをお願いいたします。

9 款地方交付税は、対前年度 3 億円、3.9%の増で、79億1,000万円を見込みました。このうち、普通交付税は地財計画を考慮いたしまして71億円、特別交付税は21年度の決算見込みを考慮して 8 億1,000万円を見込んだところでございます。

10款交通安全対策特別交付金は、対前年度同額の1,300万円を見込んでおります。

11款分担金及び負担金は164万2,000円、0.4%の減で、4 億4,423万円を見込んでおります。

19ページをお願いいたします。

12款 1 項使用料です。主なものは、一番下の 5 目土木使用料で、対前年度2,553万3,000円、49.4%の増で、7,723万4,000円を見込みました。これは21年度取得いたしました雇用促進住宅の使用料によるものの増でございます。

20ページをお願いいたします。

下のほうになります。2 項手数料で、主なものでございますが、次の21ページ、2 目衛生手数料、この対前年度で2,161万3,000円、8.4%の減で、21年度の決算見込みなどを考慮して 2 億3,537万6,000円を見込んでおります。

下のほうになりますけれども、13款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金は、対前年度 9 億6,240万6,000円、84.8%の増で、20億9,700万8,000円を見込んでおります。増の主なものは、次の22ページになります。上から 3 行目の説明欄 3 番の子ども手当国庫負担金10億 6,354万4,000円が新規に増えたことによるものです。

23ページをお願いいたします。

2項1目総務費国庫補助金は、説明欄1番の市町村合併推進体制整備費補助金で、国の22年度予算を考慮して見込んでおります。

2目民生費国庫補助金は増となります。増の主な理由は、2節の児童福祉費国庫補助金の説明欄2番、次世代育成支援対策交付金事業の組み替えによるものでございます。

3目衛生費国庫補助金は増となります。説明欄1番のがん検診推進事業費補助金によるものでございます。

4目土木費国庫補助金は減となります。減の主な理由は、24ページになります。一番上の4節まちづくり交付金、これが減になったことによるものです。

5目消防費国庫補助金は減です。説明欄1番の消防防災施設整備費補助金と、それから説明欄2番、緊急消防援助隊設備整備費補助金が減になったことによるものでございます。

6目教育費国庫補助金は全体で増となっています。ただ、これにつきましては、実施する事業によって増と減がございます。

2節小学校費国庫補助金は増で、説明欄1番から4番の中央小学校と矢指小学校の改築事業の交付金、補助金が増になったことによるものです。

3節の中学校費国庫補助金は減で、安全・安心な学校づくり交付金、これは第二中学校校舎改築事業にかかわるものですが、これが終了したことによるものとなっております。

25ページをお願いいたします。

13款3項委託金は増で、2目2節児童福祉費委託金の説明欄2番、子ども手当事務費交付金によるものです。

14款県支出金ですが、1項1目民生費県負担金は増です。増の主な理由は、26ページの3節の児童福祉費県負担金の説明欄2番、子ども手当県負担金、これが増になったことによるものです。

27ページをお願いいたします。

2項2目の民生費県補助金は増です。1節社会福祉費県補助金と28ページの3節児童福祉費県補助金、これが増となったことによるものでございます。

2項3目衛生費県補助金、これも増になります。説明欄2番の新型インフルエンザワクチン接種助成事業費補助金、説明欄3番の妊婦健康診査支援基金事業費補助金、説明欄4番の乳幼児医療対策事業費補助金が増になったことによるものでございます。

29ページをお願いいたします。

一番上になりますが、2項4目労働費県補助金は増で、説明欄1番の緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金の増と、新規事業として説明欄2番のふるさと雇用再生特別基金事業費補助金が増になったことによるものでございます。

2項5目農林水産業費県補助金は減で、前年度の強い農業づくり交付金、畜産環境総合整備統合事業費補助金がなくなったことによるものです。また、2節の水産業費県補助金についても減で、前年度の魚礁を設置するための地域水産物供給基盤整備事業費補助金がなくなったことによるものです。

30ページをお願いいたします。

2項9目教育費県補助金は増で、増の主な理由は、3節の保健体育費県補助金、説明欄1番の第65回国民体育大会会場地市町運営費補助金が増になったことによるものでございます。

3項1目総務費委託金は増で、5節の統計調査費委託金、説明欄4番の国勢調査費委託金の増によるものでございます。

31ページをお願いいたします。

15款財産収入の1項2目利子及び配当金は増で、4節の地域振興基金利子の増によるものでございます。

33ページをお願いいたします。

16款の寄附金は科目設定となります。

34ページになります。

17款繰入金の1項特別会計繰入金で1目老人保健特別会計繰入金は、老人保健特別会計からの精算分となります。

2項1目の財政調整基金繰入金は、対前年度3億9,000万円、75.0%の減で、1億3,000万円を計上いたしました。

35ページをお願いいたします。

18款繰越金は、前年度と同額の4億円を見込み計上したものでございます。

36ページになります。

19款諸収入の4項1目貸付金元利収入で、1節商工費貸付金元利収入の説明欄1番の中小企業金融対策資金預託金元金収入と2節公営企業費貸付金元利収入の説明欄1番の国民宿舎事業会計貸付金元金収入を計上したものでございます。

37ページをお願いいたします。

20款市債は増となっております。事業によりましては増と減がございます。

内訳といたしましては、1目総務債は増で、説明欄1番のコミュニティバス整備事業債610万円、2目衛生債は減で、説明欄1番の水道事業一般会計出資債が減となっております。

3目農林水産業債は増で、1節農業債の説明欄1番の経営体育成基盤整備事業債、説明欄3番の仁玉川改修事業債、説明欄4番の広域営農団地農道整備事業債が増となっております。38ページをお願いいたします。

4目土木債は増で、1節道路橋梁債、説明欄1番の蛇園南地区流末排水整備事業債、説明欄2番の旭中央病院アクセス道整備事業債、説明欄3番の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業債が増となっております。

5目消防債は減で、説明欄3番の防災基盤整備事業債が大きく減となっております。

6目教育債は増で、主な理由は、1節の小学校債の中央小学校と矢指小学校校舎改築事業、3節の保健体育債の学校給食センター統合改築事業債、これが増となっております。

7目臨時財政対策債は、地方交付税の代替に発行する地方債で、元利償還額についてはその全額が後年度地方交付税に補てんされるもので、22年度につきましては、地財計画に基づく発行可能見込額である17億6,700万円、対前年度5億8,530万円、49.5%の増で計上いたしました。

なお、これら市債のうち、合併特例債事業をここで申し上げます。

まず、1目の総務債でコミュニティバス整備事業債、2目の衛生債で水道事業一般会計出資債、4目の土木債で蛇園南地区流末排水整備事業債、旭中央病院アクセス道整備事業債、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業債、南堀之内遊正線整備事業債、文化の杜公園整備事業債、6目の教育債で中央小学校校舎改築事業債、矢指小学校校舎改築事業債、第一中学校屋内運動場改築事業債、学校給食センター統合改築事業債、これらが合併特例債を予定した事業となっております。

以上で歳入の説明は終わります。

続いて、歳出につきまして、前年度と比較しながら主な事業をご説明申し上げます。

それでは、40ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費は減となっております。減の主な理由は、議員定数が減になったことによるものでございます。

少し飛びまして、50ページをお願いいたします。

下のほうになります。2目人事管理費は減で、減の主な理由は、次の52ページになりますけれども、説明欄3番の一部事務組合負担金で、退職手当負担金が減になったことによるも

のでございます。

少し飛びまして、57ページになります。

57ページの一番下でございます。7目企画費は増で、増の主な理由は、59ページの説明欄3番、定住自立圏構想策定事業として、新規に定住自立圏形成方針策定支援業務委託料を計上したことと、次の60ページの一番下をお願いいたします。説明欄6番の姉妹都市・友好交流市村宿泊助成事業として、旭市山の家の廃止に伴いまして、観光目的で茅野市と中城村の宿泊施設を利用した市民に対して宿泊費の助成金を計上したことによるものでございます。

61ページをお願いいたします。

8目電子計算費は増で、増の主な理由は、説明欄2番の電子システム運用事業として、本年6月末に5年を経過する住民情報系システムの更新に伴う経費を13節の委託料と14節の使用料及び賃借料に計上したことによるものでございます。

少し飛びまして、70ページをお願いいたします。

2項2目賦課徴収費は増で、増の主な理由は、72ページになります。説明欄3番の緊急雇用創出滞納整理推進事業と説明欄4番の緊急雇用創出固定資産台帳整備事業、これを新規事業として計上したことによるものでございます。

少し飛びまして、76ページになります。

4項3目参議院議員選挙費と、それから77ページになりますけれども4目の千葉県議会議員選挙費、次の78ページの5目北総東部土地改良区総代選挙費、これはそれぞれ任期満了に伴う選挙執行経費を計上したものでございます。

79ページをお願いいたします。

一番下の5項2目委託統計調査費は増で、増の主な理由は、次の80ページになります説明欄3番の国勢調査費です。5年に一度の国勢調査の経費を計上しております。

次に、3款民生費です。少し飛びまして、89ページをお願いいたします。

1項2目障害者福祉費は増で、増の主な理由は、92ページになりますが説明欄12番の自立支援給付事業、21年度の決算見込みを考慮して、増となることによるものでございます。

次に、94ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、2項1目老人福祉総務費は減で、減の主な理由は、次の95ページの説明欄4番、長寿祝金支給事業で、長寿祝金支給年齢の見直しにより減となるものです。

少し飛びまして、100ページをお願いいたします。

2項4目介護保険費は増で、説明欄3番の介護保険事業特別会計繰出金が増になったこと

によるものです。

101ページをお願いいたします。

3項1目児童福祉総務費は増で、増の主な理由は、103ページになります説明欄7番、乳幼児紙おむつ給付事業で、市単独の新規事業として子育て家庭の経済的負担を軽減するとともに、少子高齢化対策として満2歳未満、ゼロ歳から1歳児になりますけれども、この乳幼児を養育する保護者に対しまして紙おむつ購入券を給付するものでございます。

105ページをお願いいたします。

2目児童措置費は増で、説明欄2番の子ども手当給付事業を新規事業として計上したもので、次代を担う子どもの成長と発達に資するため、中学校修了までの子を持つ世帯に子ども手当を支給するものでございます。22年度は支給対象児童1人当たり月額1万3,000円を支給するものでございます。

106ページをお願いいたします。

4目保育所費は増で、増の主な理由は、少し飛びまして、110ページの説明欄5番になります。保育所施設改修事業を新規事業として計上したもので、おうめい保育園改築事業に対する補助金を計上するものでございます。

114ページをお願いいたします。

4項2目扶助費は増で、説明欄1番の生活保護扶助費が増となったことによるものでございます。

次に、4款衛生費になります。116ページの1項1目保健衛生総務費は減で、次の117ページの説明欄3番の水道企業団負担金が減となったことによるものでございます。

少し飛びまして、121ページをお願いいたします。

2目予防費は増で、増の主な理由は、123ページの説明欄5番の感染症予防対策事業がインフルエンザワクチン接種費助成などにより増となったことによるものでございます。

124ページをお願いいたします。

3目母子保健費は増で、増の主な理由は、次の125ページになります。下のほうの説明欄3番の乳幼児医療費助成事業です。平成22年12月から助成対象を拡大しまして、ゼロ歳児から小学校3年生までの入・通院に要する費用を助成するものでございます。

少し飛びまして、132ページをお願いいたします。

5目の公害対策費は増で、この主な理由は、次の133ページの下の方の説明欄4番、住宅用太陽光発電システム設置助成事業を新規事業として計上したもので、太陽光発電システ

ムの普及を促進するため、住宅用太陽光発電システムの設置に対し費用の一部を補助するものでございます。

次に、6款農林水産業費です。少し飛びまして、147ページになります。

下のほうの1項3目です。農業振興費、これは全体的には減で、減の主な理由は、昨年度実施いたしました施設園芸生産コスト軽減支援事業と経営構造対策事業などがなくなったことによるものですが、そのほかの新規事業として、150ページをお願いいたします。説明欄8番になります。こだわり旭ブランド創出支援事業を計上いたしました。この事業は、市内産農水産物が旭ブランドとして確立されるための商品開発・販路拡大・PR活動を行うなど、独創的な手法により旭の新たな顔の創出に取り組む組織・団体への支援を行うものでございます。もう1つですが、153ページの下のほうで説明欄15番、農水産物直売施設整備事業、これを新規事業として計上しております。特産物の直売・PRはもちろんのこと、旭市観光の充実、生産者と消費者の交流の郷、この拠点として多面的機能を有する施設を整備するため委員会を立ち上げ、さまざまな角度から調査・検討を行っていくものでございます。

また少し飛びまして、155ページをお願いいたします。

4目畜産振興費、全体としては減で、減の主な理由は、昨年度実施いたしました畜産環境総合整備統合事業と、それからたい肥利用促進集団育成支援事業、これがなくなったことによるものでございます。説明欄1番の畜産振興事務費は増となっております。増の主な理由は、下のほうになりますが、24節投資及び出資金において、千葉県食肉公社が千葉県食肉流通合理化計画に沿って実施する施設整備に備えて行う増資に対して、出資を行うことによるものでございます。

156ページの5目農地費は減で、減の主な理由は、次の157ページになりますが、説明欄5番の経営体育成基盤整備事業と、158ページの説明欄6番の広域農業基盤整備事業の減によるものでございます。

162ページをお願いいたします。

3項2目水産振興費は減で、昨年度実施いたしました地域水産物供給基地整備事業がなくなったことによるものでございます。

163ページになります。

4目漁港建設費は増で、説明欄1番の水産基盤整備事業の増によるものです。

次に、7款商工費になります。167ページをお願いいたします。

1項2目商工振興費は増で、増の主な理由は、170ページの説明欄7番、ふるさと雇用再

生ふるさと産品ショップ運営事業を新規事業として計上したもので、中心市街地の活性化と雇用の創出を図るため、空き店舗を利用し地域産品を販売するアンテナショップを開設するもので、全額県補助金で実施するものでございます。

次に、8款土木費になります。少し飛びまして、182ページをお願いいたします。

2項1目道路橋梁総務費は増で、増の主な理由は、説明欄1番の道路橋梁事務費の中の13節の道路台帳統合業務委託料の増です。旧1市3町で別々になっていた道路台帳を統合するもので、2か年かけて実施するものでございます。

185ページをお願いいたします。

2項3目道路新設改良費は増で、増の主な理由は、186ページをお願いいたします。説明欄3番の排水路整備事業（西野地区）の地域排水工事、説明欄4番の蛇園南地区流末排水整備事業の道路排水工事等、それから説明欄5番の旭中央病院アクセス道整備事業の道路改良工事等、187ページになりますが、説明欄6番の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業の道路改良工事等が増になったことによるものでございます。

少し飛びまして、191ページになります。

3項2目街路費は減で、減の主な理由は、192ページの説明欄3番の街路整備事業（谷場遊正線）の用地購入費等が減になったことによるものでございます。

少し飛びまして、198ページをお願いいたします。

4項1目住宅管理費は増で、増の主な理由は、199ページをお願いいたします。一番下になりますが、説明欄4番の市営住宅改修事業の増と、200ページの説明欄7番の雇用促進住宅事務費、201ページの説明欄8番の雇用促進住宅管理費、説明欄9番の基金積立金の増で、新規事業として、21年度取得いたしました雇用促進住宅関係に係ります経費を計上したことによるものでございます。

次に、9款消防費ですが、204ページをお願いいたします。

1項1目常備消防費は減で、この説明ですが、206ページの説明欄3番、消防施設整備事業と説明欄4番の消防車両整備事業、これが減になったことによるものでございます。

207ページをお願いいたします。

1項2目非常備消防費は減で、減の主な理由は、209ページになります一番下の説明欄5番の消防庫整備事業と、210ページの説明欄6番の消防団車両整備事業が減となったことによるものでございます。

1項3目災害対策費は減で、防災行政無線統合整備事業が前年度終了したことによるもの

でございます。

次に、10款教育費でございます。214ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、1項2目事務局費は増で、増の主な理由は、217ページの説明欄5番の幼稚園就園奨励事業と、それから次の218ページの説明欄9番の学校いきいきプラン事業の増で、これは児童・生徒一人ひとりに生きる力をはぐくむため、市内小・中学校が主体的に特色ある教育活動を展開するための補助金を交付するものでございます。

少し飛びまして、221ページをお願いいたします。

2項1目学校管理費は増で、増の主な理由は、223ページの一番下の説明欄4番の中央小学校改築事業と、次の224ページの説明欄5番の矢指小学校改築事業で校舎等改修工事を行うことによるものでございます。

227ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、3項1目学校管理費は減で、減の主な理由は、前年度の第二中学校改築事業が終了したことによるものでございます。230ページをお願いいたします。説明欄4番の飯岡中学校改築事業は設計業務等の委託と、説明欄5番の第一中学校改築事業は屋内運動場改築工事を行うものでございます。

少し飛びまして、247ページをお願いいたします。

4項6目青少年憩の家費は増で、増の主な理由は、説明欄1番の青少年憩の家管理費の増で、老朽化した建物の解体と、解体跡地の県保安林部分へ植栽工事を行うことによるものでございます。

少し飛びまして、261ページをお願いいたします。

5項1目保健体育総務費は増で、増の主な理由は、新規事業として、市民の健康づくりと一体感の醸成を図るため、262ページの説明欄2番のスポーツ振興事業の19節の一番上になりますが、旭市民体育祭補助金を計上したことと、263ページの説明欄3番、国民体育大会開催事業が増になったことによるものでございます。

268ページをお願いいたします。

3目学校給食費は増で、増の主な理由は、270ページの上から6行目の15節の給排水設備設置工事と、274ページの説明欄9番の学校給食センター統合改築事業の造成工事等の増によるものでございます。

278ページになります。

11款災害復旧費は科目設定をしたものでございます。

また少し飛びまして、282ページをお願いいたします。

12款公債費になります。1項1目元金については増となっておりますが、2目利子については、19年度から21年度の3か年で行いました繰上償還を実施したことにより減となっております。

284ページになります。

13款諸支出金のうち1項1目土地取得費は科目設定でございます。

2項1目水道事業公営企業費は減で、減の主な理由は、説明欄1番の水道事業会計繰出金と、説明欄2番の水道事業会計出資金の減によるものでございます。

2目の病院事業公営企業費は増で、病院事業関係に対しまして交付税算入額が増となる見込みでございます。その繰出金が増となっております。

3目の国民宿舎事業公営企業費は、市営の観光拠点施設を支援するため、28節の繰出金に国民宿舎事業会計繰出金を計上したことによるものでございます。

少し飛びまして、288ページをお願いいたします。

14款の予備費は4,000万円を計上しております。

以上で、歳出の主な内容についての説明は終わります。

続きまして、289ページをお願いいたします。

ここから294ページまでは給与費の明細書となっております。今ご覧いただいております1の特別職の表は、長等、それから議員、その他の特別職について、本年度と前年度の比較をしたものとなっております。

次の290ページをお願いいたします。

2の一般職のうち(1)の総括は、一般職の職員数、給与費、共済費について前年度と比較したものでございます。職員数は前年度に比べて7名の減で、金額は合計で4,914万1,000円の減となっております。

このほかの内容は291ページ以降に記載のとおりでございますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、295ページをお願いいたします。

ここから297ページまでは債務負担行為の調書で、支出が翌年度以降にわたるものについての支出予定額を記載したものでございます。

最後に、298ページをお願いいたします。

この表は地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。一番下の計のところをご覧

いただきたいと思います。左から平成20年度末の現在高で261億4,912万7,000円、その右が21年度末現在高見込額で275億100万5,000円、その右が22年度中の起債見込額で47億4,550万円、そのさらに右が22年度中の元金償還の見込額で27億6,717万4,000円です。一番右側が平成22年度末の現在高の見込額でございまして、294億7,933万1,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第1号の補足説明は終わります。

議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時0分

議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第2号、議案第3号、議案第4号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 花香寛源 登壇）

保険年金課長（花香寛源） それでは、議案第2号、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の299ページをお開きください。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を事業勘定は84億4,000万円、施設勘定は7,270万円と定めるものです。

第2条の一時借入金は、限度額を事業勘定1億円、施設勘定1,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算中、款内において流用できる経費を保険給付費と定めるものです。

次の300ページから306ページは歳入歳出予算であります。これらの内容は、307ページ以降の国民健康保険事業特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

初めに、事業勘定からご説明いたします。

307ページと308ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので説明は省きまして、309ページの歳入から予算の内容について順を追って説明いたします。

それでは、309ページをお開きください。

1 款国民健康保険税は、合計額は310ページの上段となりますが、24億8,449万1,000円、前年度に対し5,502万5,000円、2.2%の減を見込みました。

総額の主なものとしては、309ページに戻りまして、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税が23億8,347万5,000円、これは一般被保険者に係る医療給付費分と介護納付金分、それと後期高齢者支援金分の合計であります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税は1 億101万6,000円、これは退職被保険者等に係る医療給付費分と介護納付金分、それと後期高齢者支援金分の合計であります。

なお、国保税の税率ですが、前年度同様、医療給付費分は、所得割6.5%、資産割30%、均等割1 万2,000円、平等割2 万円で、課税限度額が47万円になります。後期高齢者支援金分は、所得割1.5%、均等割1 万2,000円で、課税限度額が12万円になります。介護納付金分は、所得割1.2%、均等割1 万2,000円で、課税限度額が9万円になります。

311ページをお願いいたします。

4 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金は、国の定率負担で19億8,443万円を見込みました。

2 目高額医療費共同事業負担金は、市が納付する拠出金に対して国・県がそれぞれ4分の1を負担するもので、国の負担分を5,353万7,000円と見込みました。

3 目特定健康診査事業費等負担金は、特定健診に係る基準費用に対し国・県がそれぞれ3分の1を負担するもので、国の負担分を1,396万7,000円と見込みました。

2 項 1 目財政調整交付金は6 億5,246万8,000円を見込みました。

312ページをお願いいたします。

5 款療養給付費等交付金は1 億7,312万6,000円を見込みました。これは、退職被保険者等の医療費等に対する交付金でありまして、65歳未満の該当者に係る交付となります。

6 款 1 項 1 目前期高齢者交付金は7 億3,534万1,000円を見込みました。これは、前期高齢者、つまり65歳から74歳までの方々のことですが、その加入者数が多い国民健康保険に対しまして、前期高齢者の占める割合が少ない社会保険等が医療保険者間の医療費負担の調整を図るという国の政策によりまして、国保財政への支援という名目で交付するものがあります。

7 款県支出金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金は、国と同じ5,353万7,000円を見込みました。

313ページをお願いいたします。

2目特定健康診査等負担金も国と同じ1,396万7,000円を見込みました。

2項1目県財政調整交付金は4億1,251万2,000円を見込みました。県財政調整交付金は三位一体改革の一環で、市町村国保財政の安定化に対する県の役割・権限の強化を図るためのものであります。

8款共同事業交付金は11億352万円を見込みました。これは、高額医療に対する交付金で、対象が「30万円を超え80万円まで」と「80万円を超えるもの」の二本立てとなっております。

314ページをお願いいたします。

10款繰入金、1項1目一般会計繰入金は2億8,281万6,000円を見込みました。これはすべてルール分の繰り入れであります。

2項1目財政調整基金繰入金は2億4,500万円を見込みました。

315ページをお願いいたします。

11款繰越金は1億8,000万1,000円を見込みました。

12款諸収入、1項延滞金及び過料は1,000万2,000円を見込みました。

316ページをお願いいたします。

3項1目特定健康診査等受託収入は1,808万4,000円を見込みました。これは、国保の特定健診に併せて後期高齢者被保険者に係る健康診査を実施することに伴う費用として、千葉県後期高齢者医療広域連合からその分を補てんしていただく見込額であります。

4項雑入、1目一般被保険者第三者納付金721万4,000円は、交通事故等による第三者納付金であります。

5目雑入の主なものは人間ドックの自己負担収入ですが、年間578件で478万4,000円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

317ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は、レセプト点検や電算処理委託料を含む事務費で、2,991万5,000円を見込みました。

飛びまして、320ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項療養諸費は、合計の欄は321ページになりますが、46億3,917万3,000円、前年度に対し2,903万4,000円、0.6%の増を見込みました。

2項高額療養費は、1目一般被保険者高額療養費に4億7,000万円、2目退職被保険者等高額療養費に3,500万円を見込みました。3目一般被保険者高額介護合算療養費の300万円と

4目退職被保険者高額介護合算療養費の100万円は、介護保険との合算により21年度より新たに生じることになったものであります。

322ページをお願いいたします。

4項1目出産育児一時金の8,824万5,000円は、1件当たり42万円に若干の事務処理手数料を加え、それを年間で210件と見込むものであります。

5項1目葬祭費の1,400万円は、1件当たり7万円で200件を見込みました。

323ページをお願いいたします。

3款1項1目後期高齢者支援金は11億9,032万7,000円を見込みました。これは、後期高齢者に係る医療費を支えるために全国平均の1人当たりの年間医療費に該当数を掛けて算出するものであります。平成20年度の精算分として1億円程度の還付が見込めることになったことからその分を差し引き、対前年度比9.1%の減で計上するものであります。

324ページをお願いいたします。

6款介護納付金は5億9,526万9,000円を見込みました。これは、国保加入者のうち40歳以上65歳未満の第2号被保険者分の納付金として支払基金に納めるものであります。

7款共同事業拠出金は、325ページの上段に計の欄がありますが、11億6,854万4,000円を見込みました。これは歳入でも申し上げましたが、対象が「30万円を超え80万円まで」と「80万円を超えるもの」の二本立てからなるものであります。

8款保健事業費は1億2,511万5,000円を見込みました。主な事業として、特定健康診査事業が8,539万円、326ページになりますが人間ドック検査費用の85%を助成する短期人間ドック事業が3,192万円、年4回発送の医療費通知事業が309万2,000円、健康優良家庭表彰事業が170万1,000円であります。

328ページをお願いいたします。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は747万8,000円を見込みました。これは過年度分の保険税還付金が主なものであります。

329ページをお願いします。

3項1目他会計繰出金は800万1,000円を見込みました。これは、旭中央病院の医療相談室への国庫補助金を、国保会計を経由して旭中央病院へ繰り出すものであります。

330ページは給与費明細書であります。

続いて、施設勘定についてご説明いたします。

331ページと332ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので説明は省きまして、

333ページの歳入から予算の内容について順を追って説明いたします。

それでは、333ページをお開きください。

1 款診療収入、1 項外来収入は、ほぼ前年度並みの5,721万8,000円を見込みました。

334ページをお願いいたします。

2 項その他の診療収入、1 目諸検査等収入は360万6,000円を見込みました。これは、予防接種等の一般健康診査料が主なものであります。

335ページをお願いいたします。

6 款繰入金、1 項 1 目他会計繰入金は、一般会計よりルール分の繰入金710万1,000円を見込みました。

336ページをお願いいたします。

7 款繰越金は410万円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。338ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、前年度に対し224万円、5.9%減の3,604万7,000円を見込みました。

飛びまして、340ページをお願いいたします。

2 款 1 項の医業費につきましては、3 目の医薬品衛生材料費が、341ページにありますが、新たに新型インフルエンザワクチンの購入が加わってきたことから、前年度に対し146万6,000円、4.8%増の3,230万円を見込むものであります。

343ページから346ページは給与費明細書であります。

なお、本予算案につきましては、去る2月22日に開催されました国民健康保険運営協議会において審議いたしましたことを付け加えさせていただきます。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第3号、平成22年度旭市老人保健特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の347ページをお開きください。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を2,800万円と定めるものであります。

次の348ページ、349ページは歳入歳出予算であります。これらの内容は、351ページ以降の老人保健特別会計予算に関する説明書の中でご説明いたします。

351ページ、352ページは事項別明細書の総括ですので説明を省かせていただきます。

353ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款支払基金交付金は22万2,000円、前年度に対し84万9,000円、79.3%の減を見込みました。この大幅に減少する理由ですが、平成20年3月診療分を持ちまして老人保健制度が終了し、以後は過誤調整分等の精算のみが残されていることから会計規模が大きく縮小したためであります。以下の大幅な減少につきましても同じ理由となりますことをご了承いただきたいと思っております。

1 款の内訳としましては、1 項 1 目医療費交付金に22万1,000円、2 目審査支払手数料交付金に1,000円を計上するものであります。

2 款国庫支出金と3 款県支出金は科目設定として1,000円のみを計上となります。

354ページをお願いします。

4 款繰入金は、一般会計から18万3,000円を見込みました。

5 款繰越金は2,700万円を見込みました。

355ページをお願いします。

6 款諸収入、3 項雑入、1 目第三者納付金58万9,000円は、交通事故等による第三者納付金であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。356ページから357ページにかけてご説明いたします。

1 款総務費は15万円を見込みました。内訳としましては、老人保健事務費に13万9,000円、これは電算システムの業務委託料が主なものとなります。医療費適正化事業費に1万1,000円、これは第三者行為に係る求償事務委託料となります。

2 款医療諸費は42万1,000円、前年度に対し163万9,000円、79.6%の減を見込みました。内訳として、1 項 1 目医療給付費に12万円、2 目医療費支給費に30万円、3 目審査支払手数料に1,000円を計上いたしました。

357ページをご覧ください。

一番下になりますが、3 款諸支出金、2 項 1 目一般会計繰出金は、老人保健会計の清算に向けて一般会計から繰り入れておりました一部を返還するもので、2,000万円を計上いたしました。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第4号、平成22年度旭市後期高齢者医療特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の359ページをお開きください。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を4億4,600万円と定めるものであります。

次の360ページ、361ページは歳入歳出予算であります。これらの内容は、363ページ以降の後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

363ページ、364ページは事項別明細書の総括ですので説明を省かせていただきます。

365ページをお願いします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1款保険料は3億1,715万円、前年度に対し4,820万1,000円、17.9%の増を見込みました。内訳として、1項1目現年度分特別徴収保険料に2億5,424万2,000円、2目現年度分普通徴収保険料に6,220万6,000円、3目滞納繰越分普通徴収保険料に70万2,000円であります。これらは、市町村が徴収事務を受け持つということから計上するものでありまして、介護保険料の徴収と同様に、年金受給額の規模に応じまして年金から天引きする方法と普通徴収に分かれるものであります。

また、保険料率ですが、2年ごとに千葉県後期高齢者医療広域連合で見直しを行い改定することになっておりまして、平成22年度がちょうど改定時期に当たっております。そこで、先般、広域連合議会において料率改定の議案が上程され、可決されたわけでございますが、その内容を申し上げますと、所得割が6.16%から0.48ポイント上げて6.64%に、均等割が3万2,400円から1,700円上げて3万4,100円になる見込みであります。ただし、賦課限度額につきましては50万円、据え置きとなるものであります。また、各人の所得の状況によりまして、均等割では9割、8.5割、5割、2割の軽減措置がとられ、所得割でも5割の軽減措置がとられるものであります。

2款繰入金は、一般会計から1億2,164万6,000円、前年度に対し253万6,000円、2.1%の増を見込みました。内容としましては、徴収事務等に係る事務経費と、保険料の軽減分に対する県と市の負担分を繰り入れるものであります。

3款繰越金は500万円を見込みました。

366ページをお願いします。

4款諸収入、2項償還金及び還付加算金は108万6,000円を見込みました。これは、過年度における資格の喪失等に伴い、納め過ぎた保険料を精算するもので、広域連合より全額が補てんされることから計上するものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

367ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は、広域連合に代わって各種届け出を処理するための事務的経費で、812万9,000円を見込みました。

2項1目徴収費は保険料の徴収に要する経費で、305万5,000円を見込みました。

368ページをお願いいたします。

2款1項1目広域連合納付金は4億2,873万円を見込みました。これは、徴収した保険料と、保険料の軽減分に対する県と市の負担分をそのまま広域連合へ支出するものであります。

3款1項償還金及び還付加算金は108万6,000円を見込みました。これは歳入の4款のところでも申し上げましたが、過年度分における資格の喪失等に伴い、納め過ぎた保険料を精算するものであります。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

議長（林 一哉） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 渡辺輝明 登壇）

高齢者福祉課長（渡辺輝明） 議案第5号、平成22年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の371ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を37億2,000万円と決めました。

第2条は、歳出予算中、各項において流用できる経費は保険給付費とするものです。

次の372ページから378ページまでは説明を省略させていただきまして、379ページの歳入から予算の内容について主なものを説明申し上げます。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料は6億10万7,000円で、保険料基準額は3万9,024円、納付義務者数は1万6,451人と見込み、対前年度2.3%の増です。内訳は、1節現年度分特別徴収保険料を現年度分の90%に当たる5億4,670万1,000円とし、2節現年度分普通徴収保険料に5,041万7,000円、3節過年度分普通徴収保険料に298万9,000円をそれぞれ見込みました。

2款国庫支出金ですが、1項1目介護給付費負担金は6億2,962万8,000円を、2項1目調整交付金は介護保険の財政調整を行うために交付されるもので、保険給付費の6.47%、2億3,149万8,000円を見込み、2目地域支援事業交付金に1,650万7,000円をそれぞれ見込みまし

た。

380ページをお開きください。

3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は、第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で10億7,507万2,000円を、2目地域支援事業支援交付金に788万7,000円を見込みました。

4款県支出金、1項1目介護給付費負担金は5億3,503万3,000円を、2項1目地域支援事業交付金に825万3,000円を見込みました。

381ページの中段になります。

6款繰入金、1項1目介護給付費繰入金は4億4,794万7,000円、2目地域支援事業繰入金2,960万4,000円、3目介護保険事務費繰入金に4,685万9,000円をそれぞれ見込みました。

同じく6款繰入金の2項1目介護保険給付費準備基金繰入金7,700万円は、介護保険料の上昇を抑制するために不足額を繰り入れるものです。

382ページをお開きください。

2目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金1,041万3,000円は、介護報酬の引き上げによる保険料上昇分の一部を補てんするために繰り入れるものです。

383ページになります。

8款2項2目雑入の418万8,000円は、説明欄記載のとおり、地域支援事業の利用収入を見込みました。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

続きまして、384ページをお開きください。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

1款総務費、1項1目一般管理費は一般事務経費で652万2,000円を、2項1目賦課徴収費は賦課徴収に係る事務経費で328万1,000円。385ページになります。3項1目介護認定審査会費は、介護認定審査会開催を毎週2回、年96回と見込み2,289万2,000円。386ページをお開きください。2目認定調査費は認定調査に係る経費を1,467万5,000円と見込み、それぞれ計上いたしました。

387ページの下段になります。

この表に記載はございませんが、2款保険給付費の総額は35億8,357万9,000円で、対前年度2.5%の増を見込みました。

1項1目居宅介護サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具

貸与などのサービス給付費で12億4,150万5,000円を計上いたしました。

388ページをお開きください。

2目地域密着型介護サービス給付費は、原則として旭市民のみが利用できるサービスで、認知症対応型通所介護に11人、グループホームに40人、小規模特別養護老人ホームに45人の利用を見込み、2億6,345万9,000円を計上いたしました。

3目施設介護サービス給付費は、老人福祉施設338人、老人保健施設199人、療養型医療施設6人の合計543人の利用を見込み、16億854万3,000円を計上いたしました。

389ページの下段になります。

6目居宅介護サービス計画給付費は1億5,769万1,000円を見込みました。

390ページをお開きください。

2項介護予防サービス等諸費は要支援者の保険給付費で、利用者を223人と見込み、それぞれ計上しました。

391ページの下段になります。

3項1目審査支払手数料は、千葉県国保連合会が行う審査支払いに係る手数料で383万3,000円を見込みました。

392ページをお開きください。

4項1目高額介護サービス費は4,767万2,000円を計上いたしました。

393ページになります。

5項1目高額医療合算介護サービス費は1,062万4,000円を計上しました。

2目高額医療合算介護予防サービス費は30万1,000円を計上いたしました。

394ページをお開きください。

6項特定入所者介護サービス等費は、低所得者対策としての食費、居住費の補足給付分で1億2,942万8,000円を計上しました。

395ページになります。

5款1項1目介護予防特定高齢者施策事業費は、要介護状態になるおそれのある高齢者を把握するための事業で1,618万5,000円を計上しました。

396ページをお開きください。

2目介護予防一般高齢者施策事業費は、特定高齢者以外の一般高齢者を対象とした事業費、1,034万2,000円を見込みました。

397ページになります。

2項1目包括的支援事業費は、地域包括支援センターが実施する特定高齢者の介護予防ケアマネジメント事業、総合相談等の経費と包括的支援関係職員の人件費を見込み、2,257万1,000円を計上いたしました。

399ページになります。

3項1目任意事業費は2,756万7,000円を見込み、説明欄記載の家族介護用品給付事業、介護相談員派遣事業、配食サービス事業などを実施いたします。

401ページになります。

7款予備費は1,000万円を計上しました。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、403ページから408ページは給与費明細書となっております。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

議長（林 一哉） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

続いて、議案第6号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 佐藤邦雄 登壇）

下水道課長（佐藤邦雄） 議案第6号、平成22年度旭市下水道事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の409ページをお開きください。

平成22年度当初予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出をそれぞれ11億2,700万円に定めるものです。これは、前年度比較1億5,000万円、11.7%の減であります。

第2条の地方債につきましては、第2表でご説明申し上げます。

第3条の一時借入金は、最高額を2億円に定めるものです。

410ページから412ページの第1表歳入歳出予算の各款項ごとの予算内容につきましては、下水道事業特別会計予算に関する説明書のほうで説明させていただきます。

413ページをお開きください。

第2表地方債であります。限度額3億3,400万円を計上するものです。内容であります。管渠、処理場及び中央ポンプ場等を対象とし、起債の算定をしたものであります。

417ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項1目下水道事業負担金は3,494万2,000円で、対前年度比較1,624万1,000円、86.8%の増であります。これは下水道事業受益者負担金でありまして、平成21年3月までに供用を開始した156.3ヘクタールの区域で分割納付される方の22年度納付

分と、平成22年3月末に新たに供用開始する二袋地区の8.9ヘクタールの受益者負担金を推定し、計上いたしました。

2款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料は5,555万7,000円で、対前年度比較326万6,000円、6.2%の増であります。これは下水道の使用料金でありまして、21年度の実績を基に推定して計上しました。

3款国庫支出金、1項1目下水道事業費国庫補助金は2億6,672万5,000円で、対前年度比較3,977万5,000円、13.0%の減であります。これは国庫補助対象事業に対する国からの補助金であります。

418ページをお開きください。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は4億1,221万4,000円で、対前年度比較3,302万8,000円、7.4%の減であります。歳入歳出の差し引き分を一般会計から繰り入れるものであります。

419ページをお開きください。

8款市債、1項1目下水道債は3億3,740万円で、対前年度比較9,760万円、22.4%の減であります。これは、対象工事費から国の補助金を除き、補助対象分・単独事業分の起債区分により算定するもので、建設事業の工事費が起債の対象となります。

以上で、歳入関係の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

422ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費、説明欄3の下水道普及促進費、8節報償費の報償金は305万5,000円で、受益者負担金の前納報奨金であります。受益者負担金を納期前に納付した場合、最高で10%、10万円を限度として報奨金を交付するものであります。

423ページをお開きください。

2款事業費、1項1目維持管理費は1億4,185万8,000円で、対前年度比較875万7,000円で、6.6%の増であります。説明欄2の施設維持管理費の主な内容といたしまして、424ページをお開きください。説明欄13節委託料、運転業務委託料6,531万円、水質分析委託料202万6,000円、汚泥等運搬処理業務委託料777万円、これらはいずれも下水道施設等の運転管理及び汚泥処分等に必要業務であり、専門業者に委託するものであります。

425ページをお開きください。

2款事業費、2項1目工事費は6億2,743万3,000円、対前年度比較1億4,781万6,000円、

19.1%の減であります。主な内容といたしましては、説明欄1の下水道建設事業、13節委託料の処理場等整備委託料2億5,370万円は、処理場内の最初沈殿池及び水処理設備等の工事を行うものであります。また、ポンプ場等整備委託料は2億6,583万円、中央汚水ポンプ場の土木・建築工事及び機械・電気設備工事を行うものであります。426ページをお開きください。15節工事請負費の管渠工事は8,631万円で、イ網戸地先の2.4ヘクタールの面整備工事と、21年度に面整備工事を実施しました二袋地区の舗装本復旧工事を予定しております。

3款公債費、1項1目元金は1億7,586万6,000円で、対前年度比較1,831万2,000円、9.4%の減であります。これは下水道債の償還元金であります。

1項2目利子は1億282万8,000円で、対前年度比較726万4,000円、7.6%の増であります。これは下水道債の償還利子であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

433ページをお開きください。

浄化センター建設事業及び中央汚水ポンプ場建設事業に対する債務負担行為で、平成23年度以降にわたるものについての平成22年度以降の支出予定額等に関する調書で、平成22年度以降の支出予定額は、浄化センター建設事業が4億8,120万円、中央汚水ポンプ場建設事業が4億7,689万円であります。

最後になりますが、434ページをお開きください。

地方債の現在高の見込みに関する調書であります。平成22年度末の現在高見込額はおおむね46億円となる見込みであります。

以上で、議案第6号の補足説明を終わらせていただきます。

議長（林 一哉） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 林 清明 登壇）

農水産課長（林 清明） 議案第7号、平成22年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の説明に入ります前に、農業集落排水事業の普及状況について申し上げます。

平成22年1月末における江ヶ崎地区の状況は、処理区域内人口1,465人に対して使用人口は1,069人で、普及率73.0%であります。琴田地区は、処理区域内人口698人に対して使用人口は442人で、普及率63.3%であります。

それでは、予算書の435ページをお開きください。

平成22年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,140万円と決めました。前年度予算額5,280万円に対しまして2.7%の減であります。

次の436ページの歳入歳出予算から440ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括までの説明は省略させていただきまして、441ページの歳入から予算の順を追ってご説明申し上げます。

441ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目受益者分担金は252万円で、前年度と同額であります。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目施設使用料は1,471万円で、対前年度22万円、1.5%の増であります。施設使用料は、現に農業集落排水施設を使用している世帯の実績及び新規に使用する世帯の見込みで計上いたしました。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は2,916万7,000円で、対前年度312万円、9.7%の減であります。これは、歳入歳出の差し引き不足額を一般会計から繰り入れするものであります。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金500万円は前年度繰越金であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

443ページをお開きください。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、農業集落排水事業に係る職員の人件費及び管理経費970万7,000円で、対前年度20万3,000円、2.0%の減であります。

444ページをお開きください。

2 款事業費、1 項 1 目維持管理費は1,788万9,000円で、対前年度8万8,000円、0.5%の減であります。説明欄1の江ヶ崎地区排水施設維持管理費は1,055万8,000円で、主なものは、光熱水費315万6,000円、修繕料331万9,000円、維持管理業務委託料281万1,000円であります。続きまして、説明欄2の琴田地区排水施設維持管理費は733万1,000円で、主なものは、光熱水費144万6,000円、修繕料280万円、維持管理業務委託料211万円あります。

446ページをお開きください。

2 目資源循環事業費46万6,000円は、農業集落排水処理施設から排出される汚泥を肥料として還元するための費用であります。

3 款公債費、1 項 1 目元金1,418万3,000円、2 目利子563万5,000円は、農業集落排水施設整備による借入金の償還金であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、449ページをお開きください。

給与費明細書でありまして、職員数、給与費、共済費、職員手当等について、前年との比較であります。

450ページから452ページにつきましてはご覧いただきまして、説明は省略させていただきます。

453ページをお開きください。

地方債の現在高に関する調書でありまして、表の右の欄ですが、22年度末現在高見込額は2億8,538万9,000円であります。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

議長（林 一哉） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 横山秀喜 登壇）

水道課長（横山秀喜） 議案第8号、平成22年度旭市水道事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条は総則です。

第2条は業務の予定量で、（1）給水件数を1万8,912件、年間給水量を615万7,667立方メートルとし、1日平均給水量は1万6,870立方メートルと予定いたしました。（2）主要な建設改良事業ですが、配水管布設工事に9,514万1,000円を予定いたしました。

次に、第3条では収益的収入及び支出の予定額を定め、次の2ページをお開きください。

第4条では資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。内容につきましては、5ページの実施計画により説明いたします。

次は、3ページをご覧ください。

第5条は企業債であり、水質や圧力改善等を図るための配水管整備事業として3,600万円、市内4配水場の一元集中管理を行う水道施設集中管理システム装置整備事業として2,990万円を借り入れるもので、起債の目的、限度額等を定めるものです。

第6条は、一時借入金の限度額を8,000万円と定めるものであり、第7条は、予定支出の各項目で流用ができる場合を定めるものであります。

次に、4ページをお開きください。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであり、第9条は、高料金対策等のため一般会計から受ける補助金を2,780万2,000円とするものであります。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を297万円と定めるもので、これは量水器（水道メーター）の購入費です。

次のページからは予算に関する説明書であり、5ページをお開きください。

平成22年度旭市水道事業会計予算実施計画になります。

まず、収益的収入及び支出の収入の部ですが、1款水道事業収益は16億2,459万8,000円で、前年度に比べて6,580万7,000円、3.9%の減を予定いたしました。

1項営業収益は15億7,462万5,000円で、主なものは、1目給水収益15億6,013万7,000円の水道料金であります。有収水量を584万9,783立方メートルと見込みました。2目受託工事収益は、下水道工事などに係る水道管切り回し工事の受託収益で、3目その他営業収益は、一般会計からの消火栓維持管理負担金及び宅内工事検査等の手数料となっており、予定額はそれぞれ記載のとおりであります。

2項営業外収益は4,997万3,000円を予定いたしました。このうち主なものは、2目他会計補助金の2,780万2,000円、これは一般会計からの高料金対策等としての補助金です。3目補助金2,216万円は、県からの市町村水道総合対策事業補助金となっております。

次に、6ページをお開きください。

支出の部ですが、1款水道事業費用は14億5,182万2,000円で、前年度に比べて1億1,645万4,000円、7.4%の減を予定いたしました。

1項営業費用は13億9,247万7,000円です。主なものは、1目原水及び浄水費8億4,490万5,000円の受水費で、次に少し飛びまして、5目の固定資産の減価償却費2億3,649万円などです。それぞれ各項目の予定額は記載のとおりであります。

2項営業外費用は5,309万4,000円を予定いたしました。内訳は、1目企業債の支払利息及び取扱諸費、2目消費税及び地方消費税となっております。

3項特別損失は過年度損益修正損の325万1,000円、4項は予備費の300万円を予定いたしました。

次のページは、資本的収入及び支出です。

収入の部ですが、1款資本的収入で1億7,443万9,000円、前年度に比べて2億1,569万7,000円、55.3%の減を予定いたしました。

1項1目企業債は配水管の整備等に充てる企業債、2項1目出資金は合併特例債活用事業としての一般会計からの出資金、3項1目負担金は消火栓設置に係る一般会計からの負担金、4項1目給水申込納付金は水道加入申込金となっており、それぞれの予定額は記載のとおりであります。

支出の部は、1款資本的支出は6億9,704万6,000円で、前年度に比べて2億3,132万9,000円、24.9%の減を予定いたしました。

1項建設改良費は1億9,562万8,000円を予定し、1目拡張工事費は配水管布設工事費等で、2目改良工事費は配水管の布設替工事費、3目固定資産取得費は水道施設集中管理システム設備費及び量水器の購入費などとなっており、予定額は記載のとおりであります。

2項1目は企業債の償還元金で4億9,941万8,000円、3項1目は予備費200万円を予定しております。

大変恐れ入りますが、2ページに戻らせていただきます。

第4条の中ほどの括弧書きになります。ただいまご説明申し上げました資本的収支の不足額5億2,260万7,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額797万円及び過年度分損益勘定留保資金5億1,463万7,000円で補てんいたします。

また戻りまして、8ページをお開きください。

この表は平成22年度の資金計画となっております。中ほどの列の当年度予定額の欄をご覧ください。受入資金と支払資金の差し引きを一番下に記載しており、4億5,854万4,000円を当年度末の現金として予定いたしました。

次の9ページから12ページまでは職員給与関係の明細となっております。職員の各種支給要件などは一般会計の職員と同じです。

13ページです。債務負担行為に関する調書であり、旭市水道お客様センター業務委託に係る当該年度以降の支払義務発生期間及び予定額等を定めるものであります。

14ページから16ページにつきましては、平成22年度末の予定貸借対照表となっております。16ページをお開きください。

6剰余金、(2)利益剰余金ですが、当年度純利益が1億6,466万5,000円、前段の繰越利益剰余金年度末残高との合計で、2億6,879万3,000円が当年度末の利益剰余金となる見込みであります。

次に、17ページから21ページにつきましては、平成21年度の予定損益計算書及び平成21年度末の予定貸借対照表です。

21ページをお開きください。

6 剰余金、(2) 利益剰余金ですが、21年度で1億7,428万9,000円の純利益が見込まれますので、前段の繰越利益剰余金年度末残高マイナス7,016万1,000円、これが累積欠損金ですが21年度で解消し、21年度末利益剰余金は純利益との差し引き1億412万8,000円となる見込みであります。

以上で、議案第8号についての補足説明を終了させていただきます。

議長(林 一哉) 水道課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 0分

再開 午後 2時15分

議長(林 一哉) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第9号について、病院経理課長、登壇してください。

(病院経理課長 鈴木清武 登壇)

病院経理課長(鈴木清武) 議案第9号、平成22年度旭市病院事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条は総則であります。

第2条は業務の予定量であります。1、事業量の(1)事業計画ですが、病床数は956床で、患者数は、イ、入院患者数27万7,111人、ロ、外来患者数79万5,316人を見込みました。介護老人保健施設は、イ、入所者数3万4,018人、ロ、通所者数6,406人を見込みました。2ページをお開きください。養護老人ホームは、イ、入所者数1万8,104人、ロ、短期入所者数620人、特別養護老人ホームは、イ、入所者数1万8,140人、ロ、短期入所者数730人、ケアハウスは入所者数1万4,235人、訪問看護事業は訪問患者数3,650人を見込んだところであります。

2、資本的支出の(1)建設改良計画についてであります。工事費152億5,539万8,000円は、再整備事業新本館建設工事や再整備事業改修工事設計料などを予定いたしました。

た。資産購入費40億4,597万3,000円は、医療機械器具の購入やソフト開発費を予定いたしました。

3、職員計画は1,749人であります。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額及び第4条資本的収入及び支出の予定額についてであります。8ページからの実施計画により説明申し上げますので、8ページをお開きください。

平成22年度旭市病院事業会計予算実施計画であります。

収益的収入及び支出であります。収入につきまして、1款病院事業収益は323億6,336万2,000円を予定いたしました。

1項医業収益は291億5,900万2,000円を見込みました。主な内訳であります。1目入院収益は146億6,279万2,000円、2目外来収益は135億1,350万円を予定いたしました。積算に当たっては、患者数増減の傾向や診療報酬改定による診療単価の伸び、7対1看護基準取得による増収、神経精神科の診療縮小による影響等を勘案いたしました。

2項医業外収益は20億4,402万8,000円を予定いたしました。主な内訳であります。2目補助金1億7,163万5,000円は、臨床研修費補助金など病院の運営に対しての国・県からの各種補助金であります。3目負担金交付金15億7,718万4,000円は、病院事業に対する一般会計からの繰入金でありまして、交付税算定額を見込んで計上いたしました。

なお、このほかに看護学校に1億1,725万5,000円、養護老人ホームに2,071万8,000円、ケアハウスに2,196万4,000円が繰り入れられておりまして、市からの繰入金の合計は17億3,712万1,000円であります。

次に、9ページをお開きください。

3項看護師養成事業収益1億8,209万5,000円は、看護学生190人の授業料、寄宿舍費、繰入金などあります。

4項介護老人保健施設事業収益4億9,949万3,000円は、入所者、通所者の介護料などあります。

5項養護老人ホーム事業収益1億5,060万3,000円は、老人保護措置費収益、使用料、繰入金などあります。

6項特別養護老人ホーム事業収益2億1,575万8,000円は、入所者の介護料などあります。

7項ケアハウス事業収益6,689万2,000円は、入所者の使用料、事務費県補助金、繰入金などあります。

8 項訪問看護ステーション事業収益4,130万円は、旭こころとくらしのケアセンターの利用料であります。

9 項グループホーム・ケアホーム事業収益419万円は、22年度10月に開設予定であります神経精神科患者の社会復帰を目的としたグループホーム・ケアホーム事業の利用料であります。

次に、支出であります。10ページをお開きください。

1 款病院事業費用は321億9,304万5,000円を予定いたしました。

1 項医業費用は291億7,373万5,000円を見込みました。主な内訳であります。1 目給与費139億4,847万2,000円は病院職員に係る給与費で、7 対 1 看護基準取得に係る看護師増員分の影響を勘案し計上いたしました。2 目材料費97億6,248万9,000円は、薬品、診療材料、給食材料などあります。3 目経費33億1,407万1,000円は、光熱水費、修繕費並びに委託費などあります。4 目減価償却費は19億2,738万円で、建物、器具及び備品などの有形固定資産に対する償却費を計上いたしました。

2 項医業外費用は16億4,947万7,000円あります。主な内訳であります。1 目支払利息及び企業債取扱諸費 4 億2,600万円、3 目雑損失 6 億4,713万2,000円、4 目繰延勘定償却 5 億7,443万円などあります。

11ページをお開きください。

3 項看護師確保対策事業費用 3 億7,083万6,000円は、職員の給与費や学生の教育費、奨学金などあります。

次の4 項から9 項までは、いずれも各附属施設の職員給与費及び材料費、経費などが主な内容であります。4 項介護老人保健施設事業費用は 4 億7,183万8,000円、5 項養護老人ホーム事業費用は 1 億3,520万4,000円、6 項特別養護老人ホーム事業費用は 2 億2,813万5,000円、7 項ケアハウス事業費用は5,753万1,000円、8 項訪問看護ステーション事業費用は4,871万9,000円、9 項グループホーム・ケアホーム事業費用は756万9,000円あります。

また、11項予備費は5,000万円を計上いたしました。

次に、13ページは、資本的収入及び支出であります。

収入につきまして、1 款資本的収入は155億8,974万6,000円を予定いたしました。

1 項 1 目企業債135億円は、再整備事業に係る企業債借り入れであります。

2 項 1 目補助金20億8,869万6,000円は、再整備事業に係る県補助金や医療器械購入に係る補助金であります。

3項1目固定資産売却代金は105万円を見込みました。

支出ですが、1款資本的支出は205億4,753万4,000円を予定いたしました。

1項建設改良費は193億137万1,000円を予定しております。そのうち、1目工事費152億5,539万8,000円は、再整備事業新本館建設工事や再整備事業改修工事設計料などを予定したものであります。また、2目資産購入費40億4,597万3,000円は、医療機械器具購入37億20万円、ソフト開発費3億2,445万円などであります。

2項1目企業債償還金は12億4,616万2,000円であります。

ここで、次に4ページに戻らせていただきます。

第4条資本的収入及び支出の本文括弧書きであります。これは、資本的収入155億8,974万6,000円、資本的支出205億4,753万4,000円により生ずる不足額49億5,778万8,000円を、損益勘定留保資金及び建設改良積立金などで補てんしようとするものであります。

第5条は継続費について定めるものであります。再整備事業新本館建設工事、総額194億8,475万円は、平成20年度から22年度までの3か年の継続事業として予定したもので、年割額は、平成20年度1億6,380万円、平成21年度43億1,900万円、平成22年度150億195万円であります。また、平成21年度から22年度まで2か年の継続事業といたしまして、再整備事業改修工事設計料、総額1億3,534万5,000円を予定しております。こちらの年割額は、平成21年度3,691万3,000円、平成22年度9,843万2,000円であります。

次に、5ページをお開きください。

第6条は企業債について定めるもので、再整備事業新本館建設工事を目的として117億1,000万円、再整備事業改修工事設計料として9,000万円、医療機器購入を目的として17億円の起債を予定いたしました。

第7条は、一時借入金の限度額を135億円と定めるものであります。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる項を定めるものであります。

第9条は、職員給与費、交際費を議会の議決を経なければ流用することができない経費として定めるものであります。

6ページをお開きください。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を115億5,000万円と定めるものであります。

第11条は、重要な資産の取得及び処分を定めるもので、記載のとおり、超伝導型磁気共鳴断層撮影装置の更新など29件を予定いたしました。

次に、14ページをお開きください。

平成22年度の資金計画であります。一番下の行のとおり、年度末の差し引き残高を37億3,572万8,000円と予定いたしました。

次の15ページからは平成22年度予定貸借対照表であります。19ページの下から5行目の八、当年度未処分利益剰余金は、当期利益金を含めて20億3,668万7,371円となる見込みであります。

以下、20ページからは平成21年度予定損益計算書、23ページからは平成21年度予定貸借対照表となっております。28ページからは給与費明細書、35ページからは実施計画内訳書、48ページは継続費に関する調書となっております。

以上で、議案第9号についての補足説明を終わります。

議長（林 一哉） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、国民宿舎支配人、登壇してください。

（国民宿舎支配人 堀川茂博 登壇）

国民宿舎支配人（堀川茂博） 議案第10号、平成22年度旭市国民宿舎事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

業務の予定量は、客室数30室、広間1室、会議室1室を予定いたしました。利用者数でございますが、宿泊者を1万6,000人、休憩者を7,000人とし、1日平均利用者数を、宿泊者43人、休憩者19人と予定いたしました。

次に、第3条で収益的収入及び支出を、2ページの第4条で資本的収入及び支出をそれぞれ記載額のとおり定めました。内容につきましては、5ページからの実施計画により説明をいたします。

次は3ページでございます。

第5条は、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものでございます。

第6条は、職員給与費を、議会の議決を経なければ流用できない経費として定めるものでございます。

第7条は、一般会計からの補助金を1,443万2,000円と定めるものでございます。

第8条は、たな卸資産の購入限度額を6,060万4,000円と定めるものでございます。

次に、5ページをお開きください。

平成22年度旭市国民宿舎事業会計予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款国民宿舎事業収益2億4,373万4,000円と予定いたしました。

第1項営業収益2億2,812万2,000円の内訳につきましては、1目利用収益2億669万4,000円は、宿泊料、食事料などでございます。2目売店収益1,929万5,000円は、お土産品などの売店売上げでございます。3目その他営業収益213万3,000円は、配膳料等の雑収入でございます。

第2項営業外収益は1,561万2,000円を予定いたしました。この主な内訳につきましては、1目補助金1,443万2,000円は、一般会計からの観光拠点施設支援金と市営プールの運営補助金でございます。2目雑収益118万円は、臨時職員の雇用保険料等でございます。

次に支出でございますが、6ページをお開きください。

第1款国民宿舎事業費用は2億4,336万8,000円を予定いたしました。

第1項営業費用2億3,086万6,000円の主な内訳については、1目宿舎経営費2億539万6,000円は、人件費、食事材料費などでございます。2目減価償却費は2,520万5,000円を予定いたしました。3目資産減耗費は26万5,000円を予定いたしました。

第2項営業外費用1,150万2,000円は、1目企業債利息、2目繰延勘定償却、3目雑支出、4目消費税をそれぞれ記載額のとおり予定いたしました。

第3項予備費は100万円を予定いたしました。

次は7ページでございます。

資本的支出につきましては2,730万円を予定いたしました。

第1項建設改良費は630万円を予定いたしました。1目工事費525万円は、会議室と広間の改修工事及び給湯ボイラーの交換工事などでございます。2目資産購入費105万円は、会議室及び厨房等の備品購入費でございます。

第2項他会計長期借入金償還金2,000万円は、平成20年度の一般会計からの借入金の返済でございます。

第3項予備費100万円を予定いたしました。

この資本的収支の差額の説明は、恐れ入りますが、2ページへ戻らせていただきます。

第4条の中ほどになります。資本的収支の不足額2,730万円につきましては、括弧書きに記載されておりますが、当年度分消費税資本的収支調整額34万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1,633万7,000円、建設改良積立金1,061万5,000円で補てんをするものでございます。

次は、先ほどの続きに戻りますので、8ページをお開きください。

この表は平成22年度国民宿舎事業会計の資金計画となっております。本年度末の現金は3,379万5,000円を予定いたしました。

次の9ページから12ページまでは職員給与費関係の明細となっております。

13ページから15ページは平成22年度国民宿舎事業の予定貸借対照表となっております。予定では、この期間の純利益は1万9,000円、欠損金合計1億9万5,000円となる見込みでございます。

16ページから19ページにつきましては平成21年度末の予定損益計算書及び予定貸借対照表でございます。予定では、平成21年度で4,601万9,000円の純損失が見込まれるため、欠損金合計では1億11万4,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第10号の補足説明を終了させていただきます。よろしくお願いたします。
議長（林 一哉） 国民宿舎支配人の補足説明は終わりました。

議案第11号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

財政課長（加瀬正彦） 議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算（第4号）について、補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,200万円を追加し、予算の総額を279億6,000万円とするものでございます。

第2条繰越明許費の補正と第3条債務負担行為の補正、第4条の地方債の補正につきましては、後ほど別のところでご説明申し上げます。

2ページから5ページまでは歳入歳出予算の款項の補正額ですので説明を省略し、事項別明細書により説明いたします。

6ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正です。掲載しております25事業が年度内に完了しない見込みの事業となっております。この中には、新規事業として、国の第二次補正予算、これは地域活性化・きめ細かな臨時交付金に基づきます9事業でございますけれども、これが含まれております。この9事業につきましては、過日開催されました議会の全員協議会でも説明をしておりるところでございます。この事業内容につきましては後ほど歳出でご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

第3表の債務負担行為補正です。矢指小学校改築事業の債務負担行為の期間の変更で、補

正前の平成21年度から22年度の2か年間から平成23年度までの3か年に変更するものでございます。

8ページをお願いいたします。

第4表の地方債補正です。掲載いたしました8事業について、事業費の確定や国からの交付金等の変更により、起債の限度額を減額するものでございます。表のとおりとなっております。

次に、歳入について順を追ってご説明申し上げます。事業内容につきましては、主に歳出のほうでご説明したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

11ページをお願いいたします。

8款1項1目地方特例交付金1,204万1,000円の追加は、決定されました交付金のうち自動車取得税交付金が増になったことによるものでございます。

9款1項1目地方交付税1億3,748万1,000円の追加は、決定されました普通交付税の一部と、病院事業に係ります特別交付税の増額分を補正財源として計上したものでございます。

12款2項2目衛生手数料1,366万7,000円の減は、ごみ処理手数料が減になったことによるものでございます。

13款1項1目民生費国庫負担金140万9,000円の減は、国保の保険基盤安定負担金が減になったことによるものでございます。

12ページをお願いいたします。

13款2項1目総務費国庫補助金3億85万2,000円の追加は、説明欄1番、地域活性化・公共投資臨時交付金2,480万円の追加でございます。この臨時交付金は昨年国の第一次補正予算によるもので、交付限度額につきましてはまだ確定されておられません。したがって、今回の補正で臨時交付金の一部について数字の分かったものだけ計上させていただきました。

また、説明欄2番の地域活性化・きめ細かな臨時交付金2億7,605万2,000円の追加で、この臨時交付金は国の第二次補正予算によるもので、本年1月にこの予算が成立しておりますので、交付限度額につきましては市町村に示されました。これは先ほど申し上げました9事業に財源充当したいものでございます。

2目の民生費国庫補助金6,171万2,000円の減は、説明欄1番の子育て応援特別手当給付事業費補助金6,918万2,000円が事業執行停止になったことによるものでございます。

また、説明欄2番の子ども手当給付システム構築経費交付金747万円の追加については、平成22年度からの子ども手当給付事業を実施するための電算システム構築のためのものでござ

ざいます。

6目教育費国庫補助金220万円の追加は、説明欄1番の安全・安心な学校づくり交付金（第二中学校改築事業）の増によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

14款2項4目農林水産業費県補助金6,837万7,000円の減は、説明欄1番の強い農業づくり交付金と、説明欄2番の地域バイオマス利活用交付金が事業費の確定による減になったものでございます。

15款2項1目不動産売払収入1,234万円の追加は、旭駅前広場等整備事業による代替地として、市有地を売却したものでございます。

14ページをお願いいたします。

17款1項2目介護保険事業特別会計繰入金は、介護保険事業特別会計から保険給付費負担等の精算分を繰り入れるものでございます。

19款5項3目雑入82万5,000円の減は、説明欄1番の青年海外視察研修参加者負担金の減で、青年海外視察研修が中止になったことによるものでございます。

20款市債につきましては説明欄に七つの起債を掲載してございます。すべて減額となっておりますが、これは事業費の確定や国からの交付金等の変更があったことにより記載額を減額するもので、合計で3億2,360万円の減額となります。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出でございます。主な補正内容を申し上げます。

16ページになります。

2款1項1目一般管理費3億2,500万円の追加は、説明欄1番の庁舎改修事業2,500万円で、これは国の第二次補正予算に関する事業で、支所の有効活用を図るため海上支所へ電算のサーバー室を新たに設置することと、老朽化した消防海上分署を海上支所へ一時移転設置するための改修を行うものでございます。なお、業務の稼働につきましては平成23年度を目途としております。

説明欄2番の基金積立金3億円は、庁舎建設基金積立金でございます。

4項4目市長選挙費852万9,000円の減と、18ページの4項5目市議会議員選挙費1,975万7,000円の減は、選挙の執行残によるものでございます。

19ページをお願いいたします。

3款1項4目国民健康保険費2,121万9,000円の減は、説明欄1番の国民健康保険事業特別

会計繰出金の減で、出産件数等が当初の予定より下回る見込みとなったことによるものでございます。

20ページをお願いいたします。

2項2目後期高齢者医療費1,636万5,000円の減は、説明欄1番の千葉県後期高齢者医療広域連合負担金、これが減になったことによるものです。

2項4目介護保険費286万8,000円の追加は、説明欄1番の介護保険事業特別会計繰出金が配食サービス事業に係る補助対象経費の見直しがあったことによるものでございます。

3項1目児童福祉総務費6,918万2,000円の減は、説明欄1番の子育て応援特別手当給付事業が事業執行停止になったことによるものでございます。

21ページをお願いいたします。

下のほうになります。4款1項4目環境衛生費607万4,000円の減は、説明欄1番の環境衛生事務費の東総地区広域市町村圏事務組合負担金の減によるものでございます。

22ページをお願いいたします。

4款2項2目塵芥処理費5,805万4,000円の減は、説明欄1番の塵芥処理施設運営費で、当初予定しました消耗品費と業務委託料が減になったことによるものでございます。

6款1項3目農業振興費619万円の減は、説明欄1番の経営構造対策事業の事業費が確定したことによるものです。

6款1項4目畜産振興費6,218万7,000円の減は、説明欄1番の地域バイオマス利活用推進事業で、一部事業の取り下げによるものでございます。

23ページをお願いいたします。

6款1項5目農地費826万3,000円の追加は、説明欄1番の広域農業基盤整備事業で、県事業費の変更によるものでございます。

6款2項1目林業総務費1,100万円の追加は、説明欄1番の保安林植栽事業で、これは国の第二次補正予算に関する事業で、飯岡地先海岸の防風柵設置工事を行うものでございます。

24ページをお願いいたします。

8款2項2目道路維持費1億3,700万円の追加は、説明欄1番の道路維持補修事業1億円で、これは国の第二次補正予算に関する事業で、老朽化した舗装や破損した道路の維持補修を実施するための調査・設計・工事を行うものでございます。

また、説明欄2番の交通安全施設維持補修事業3,700万円の追加も国の第二次補正予算に関する事業で、市内の交通安全施設の整備等を行うものでございます。

2 項 3 目道路新設改良費 2 億 4,875 万円の減は、説明欄 1 番の旭中央病院アクセス道整備事業の工事請負費、用地購入費等の減と、説明欄 2 番の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業の調査・設計委託料の減によるものでございます。

25 ページをお願いいたします。

2 項 4 目橋梁維持費 5,600 万円の追加は、説明欄 1 番の橋梁維持補修事業で、これは国の第二次補正予算に関する事業で、老朽化した橋梁の補強工事等を行うための調査・設計委託料を工事請負費としたものでございます。

8 款 3 項 1 目都市計画総務費 7,404 万 2,000 円の追加は、説明欄 1 番の駅周辺環境整備事業で、これは国の第二次補正予算に関する事業で、J R 東日本への旭駅と干潟駅のトイレ改修工事委託料となっております。

2 目街路費 5,116 万 8,000 円の減は、説明欄 1 番の街路整備事業（谷丁場遊正線）5,304 万 9,000 円の工事請負費等の減と、説明欄 2 番の旭駅前広場等整備事業 575 万 1,000 円の J R 所有地の用地取得による増、それと 26 ページになります説明欄 3 番の干潟駅前広場整備事業 387 万円の事業先送りによる減です。

4 目公園費 6,119 万 4,000 円の減は、説明欄 1 番の文化の杜公園整備事業 7,421 万 5,000 円の減で、工事請負費等の減によるものでございます。

説明欄 2 番の海岸環境整備事業 1,302 万 1,000 円の追加は、国の第二次補正予算に関する事業で、海岸周辺の環境整備としてトイレを設置するものでございます。

27 ページをお願いいたします。

9 款 1 項 2 目非常備消防費 3,844 万 6,000 円の追加は、説明欄 1 番の消防庫整備事業 3,844 万 6,000 円で、これは国の第二次補正予算に関する事業で、消防団再編に伴い計画的に整備しております老朽化した消防庫 2 棟の建設を行うものでございます。

同じく下のほうになりますが、10 款 1 項 2 目事務局費 1,000 万円の追加は、説明欄 1 番の公立学校施設整備事業で、これは国の第二次補正予算に関する事業で、教育環境の改善を図るための改修及び維持補修を行うものとなっております。

28 ページをお願いいたします。

10 款 3 項 1 目学校管理費ですが、全体としては 4,969 万 1,000 円の減ですが、説明欄 1 番の中学校施設改修事業は 4,346 万 2,000 円の増で、第一、第二中学校の自転車置場改修工事等を行うものです。

説明欄 2 番の第二中学校改築事業 3,212 万 1,000 円の減は、事業費の確定により減額するも

のでございます。

説明欄 3 番の飯岡中学校改築事業6,103万2,000円の減は、建設予定地の見直しに伴いまして、本年度の執行を見送ることにより、設計業務委託料を減額するものでございます。

29ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、13款 2 項 1 目水道事業公営企業費4,420万円の減は、説明欄 1 番の水道事業会計出資金の減によるものです。

2 目病院事業公営企業費9,172万9,000円の追加は、説明欄 1 番の病院事業会計繰出金9,172万9,000円で、特別交付税の病院事業分が増になったことによるものでございます。

それでは、最後の31ページをお願いいたします。

この表は地方債の現在高の見込みに関する調書です。事業費の確定等により 3 億2,360万円の起債を減額することで、平成21年度末現在高見込額は、右下になりますけれども、275億100万5,000円となるものでございます。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 花香寛源 登壇）

保険年金課長（花香寛源） 議案第12号、平成21年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ373万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を86億1,584万9,000円とするものです。

2 ページと 3 ページは項目別にした歳入歳出予算の補正であり、5 ページと 6 ページはそれを事項別にした明細書の総括となっております。詳しい内容につきましては、7 ページ以降でご説明申し上げます。

7 ページをご覧ください。

事業勘定のうち、歳入についてご説明申し上げます。

4 款 2 項 1 目財政調整交付金につきましては、旭中央病院の医療相談事業及び施設整備事業への国庫補助金の確定により、459万3,000円を増額するものであります。

5 目出産育児一時金補助金は平成21年10月から新たに創設されたもので、出産育児一時金の支払いに際して、直接分娩施設へ支払った場合につき、1 件当たり 2 万円の補助金がなさ

れることとなり、190万円を計上するものであります。

7款2項1目県財政調整交付金は旭中央病院の診療施設への県からの補助金でありまして、国保会計を經由して旭中央病院へ入金するべく、決定額の230万円を計上するものであります。

10款1項1目一般会計繰入金ですが、1節の保険基盤安定繰入金は保険税の軽減分への繰り入れとなりますが、当初の予定よりも多く見込めることになったことから656万6,000円を増額するものであります。

3節の出産育児一時金等繰入金は、出産件数が当初の予定よりも下回る見込みとなったことから1,266万7,000円を減額するものであります。

4節の財政安定化支援事業等繰入金につきましても、当初の予定よりも下回る見込みとなったことから1,511万8,000円を減額するものであります。

8ページをご覧ください。

12款4項5目の雑入につきましては、平成19年度に概算で支払いました老人保健拠出金が、精算の結果、過払いになっていたことが判明し、このたび返還されることになりましたので869万円を増額するものであります。

続いて、9ページをご覧ください。

歳出についてご説明申し上げます。

2款4項1目の出産育児一時金は、出産件数が当初の予定よりも下回る見込みとなったことから1,708万円を減額するものであります。

5項1目の葬祭費は、死亡件数が当初の予定よりも下回る見込みとなったことから420万円を減額するものであります。

7款1項1目の高額医療費共同事業拠出金は、当初の予定よりも下回る見込みとなったことから2,227万3,000円を減額するものであります。

2目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、当初の予定よりも下回る見込みとなったことから8,672万7,000円を減額するものであります。

10ページをご覧ください。

11款1項3目の償還金は、過年度分の国庫補助金と県支出金の精算でありまして、概算額でだいぶもらい過ぎていたことから、国と県へ合わせて1億2,064万9,000円を返還するべく計上するものであります。

3項1目の他会計繰出金につきましては、右側の説明欄をご覧ください。1の病院事業会

計繰出金は、国保会計を經由して国及び県から旭中央病院の診療施設へおりてくる補助金でありまして、当初の見込みよりも確定額が上回ったことから589万5,000円を増額するものがあります。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

議長（林 一哉） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 渡辺輝明 登壇）

高齢者福祉課長（渡辺輝明） 議案第13号、平成21年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正額は、歳入歳出予算にそれぞれ5,726万円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億9,526万円とするものです。

飛びまして、7ページをお開きください。

歳入で、2款2項2目地域支援事業交付金は、191万2,000円を減額し2,597万2,000円とするもので、配食サービス事業の補助対象経費が変更になったことにより交付金が減額になるものです。

4款1項1目介護給付費負担金は、165万7,000円を追加し5億2,344万8,000円とするもので、平成20年度保険給付費に係る県負担分の不足額が追加交付されるものでございます。

2項1目地域支援事業交付金は、95万6,000円を減額し1,298万7,000円とするもので、2款2項2目の国庫支出金と同様の理由によるものです。

5款1項1目利子及び配当金は、23万2,000円を追加し23万3,000円とするもので、介護保険給付費準備基金利子を見込むものです。

8ページをお開きください。

6款1項2目地域支援事業繰入金は、286万8,000円を追加し1,681万1,000円とするもので、配食サービス事業の国・県交付金が減額されたことにより歳入に不足が生じることから、同額を一般会計から繰り入れるものです。

7款1項1目繰越金は、5,537万1,000円を追加し6,250万5,000円とするもので、前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

9ページになります。

4款1項1目介護保険給付費準備基金積立金は、2,390万9,000円を追加し2,391万円とするもので、平成20年度の剰余金と今年度の介護保険給付費準備基金利子を合わせて積み立てるものです。これによりまして、平成21年度末の基金保有見込額は2億8,177万円となります。

10ページをお開きください。

6款1項2目償還金は、3,335万1,000円を追加し3,335万5,000円とするもので、平成20年度保険給付費確定による国・県・市の交付金の返還金です。いずれもルール分の返還となります。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

議長（林 一哉） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第14号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 佐藤邦雄 登壇）

下水道課長（佐藤邦雄） 議案第14号、平成21年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、第1条にございますように、繰越明許費の設定であります。

2ページをお開きください。

第1表の繰越明許費であります。地方自治法第213条第1項の規定によりまして、翌年度に繰り越して使用できる経費として、その金額を1億5,344万8,000円とするものです。これは、旭市浄化センター及び旭中央汚水ポンプ場の建設事業が年度内に完成が見込めないことから繰り越し工事となるものであります。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

議長（林 一哉） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第15号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 横山秀喜 登壇）

水道課長（横山秀喜） 議案第15号、平成21年度旭市水道事業会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条では収益的収入及び支出を、第3条では資本的収入及び支出のそれぞれ補正額を記載してございます。内容につきましては3ページの実施計画で説明させていただきます。

次に、2ページをお開きください。

第4条は、企業債について起債の限度額を変更するものです。変更内容としましては、建設改良事業費の減少に伴うものと、繰上償還に係る借換債の追加に伴う限度額の変更であります。

次は、3ページをご覧ください。

平成21年度旭市水道事業会計補正予算実施計画であります。

収益的収入の部であります。第1款水道事業収益は、既決予定額16億9,040万5,000円に820万7,000円増額し、補正後の予定額を16億9,861万2,000円とするものです。

この内訳は、第2項営業外収益、3目補助金で、高料金対策に係る市町村水道総合対策事業補助金が確定したため増額するものであります。

次に、支出の部であります。第1款水道事業費用は、既決予定額15億6,827万6,000円を4,913万円減額し、補正後の予定額を15億1,914万6,000円とするものであります。

この内訳は、第1項営業費用の2目配水及び給水費4,321万1,000円の減額ですが、これは修繕費の減額でありまして、計装設備記録計や非常通報装置等の修繕内容の見直しによるものです。

次に、第2項営業外費用の1目支払利息及び企業債取扱諸費の1,401万5,000円の減額ですが、これは前年度企業債に係る支払利率が確定したことにより、支払利息が減額となるものです。

2目消費税及び地方消費税は809万6,000円を増額するもので、拡張工事費等の減額に伴い支払消費税額が不足するため増額するものであります。

続いて、資本的収入及び支出の補正についてご説明申し上げます。

収入の部ですが、第1款資本的収入は、既決予定額3億9,013万6,000円に4億1,090万円増額し、補正後の予定額を8億103万6,000円とするものであります。

この内訳ですが、第1項1目企業債の4億5,510万円の増額は、配水管整備事業の工事内容の見直し等により工事費の削減による企業債の8,500万円の減額と、利率5%以上の企業債の一括繰上償還に伴う借換債を5億4,010万円追加するもので、差し引き増額補正するものです。

第2項1目出資金4,420万円の減額は、合併特例債活用事業の対象事業費が削減されたので、一般会計からの出資金を減額するものであります。

次に、支出の部ですが、第1款資本的支出は、既決予定額9億2,837万5,000円に3億

9,358万1,000円を増額し、補正後の予定額を13億2,195万6,000円とするものであります。

この内訳は、第1項建設改良費、1目拡張工事費の1億4,666万2,000円の減額です。先ほど企業債の収入の部でご説明申し上げましたが、配水管整備事業の工事内容の見直し等により工事費が削減されたものです。

また、2項1目企業債償還金に5億4,024万3,000円を増額するものです。これにつきましても、先ほど借換債についてご説明いたしましたが、高利率の企業債の一括繰上償還を追加することにより償還元金が増額となるものであります。

次に、4ページをお開きください。

平成21年度旭市水道事業会計補正予算資金計画であります。

一番右側の下になります。年度末の差し引き現金残高を5億7,274万円と予定するものでございます。

なお、企業債の借り換えによって軽減される利息を約9,170万円ほど見込んでおります。

次に、5ページから7ページまでは平成21年度末の予定貸借対照表です。

以上で、議案第15号についての補足説明を終了させていただきます。

議長（林 一哉） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第16号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

病院経理課長（鈴木清武） 議案第16号、平成21年度旭市病院事業会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は総則であります。

第2条は収益的収支予定額の補正で、病院事業収益既決予定額313億2,507万円に対し、医業収益を外来収入単価の増加に伴う収益増1億2,745万5,000円、医業外収益を特別交付税の増額交付による負担金交付金の増9,172万9,000円の合計2億1,918万4,000円を増額し、315億4,425万4,000円に補正するものです。

また、病院事業費用既決予定額310億4,477万8,000円に対し、医業費用を人事院勧告に伴う給与費引き下げによる減、抗がん剤等の高額薬品の使用増加による材料費増を勘案し1億8,973万8,000円の増、医業外費用は材料費の増加に伴う消費税雑損失の増3,300万円、合計2億2,273万8,000円を増額し、312億6,751万6,000円に補正するものであります。

2ページをお開きください。

第3条は資本的収支予定額の補正で、資本的収入既決予定額62億2,420万5,000円に対し、企業債の減17億5,000万円、補助金の減1億938万円の合計18億5,938万円を減額し、43億6,482万5,000円に補正し、資本的支出既決予定額91億7,030万5,000円に対し、建設改良費の工事費を18億5,901万5,000円に減額し、73億1,129万円に補正するものです。

第4条は、再整備事業の新本館建設工事の継続費の年割額を補正するものであります。

3ページをお開き願います。

第5条は起債の限度額の補正で、再整備事業新本館建設工事として37億2,000万円に、再整備事業改修工事設計料として3,000万円とするものです。

14ページをお開きください。継続費に関する調書であります。

以上で、議案第16号についての補足説明を終わります。よろしく願います。

議長（林 一哉） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで3時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時25分

議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第17号について、企画課長、登壇してください。

（企画課長 堀江隆夫 登壇）

企画課長（堀江隆夫） 議案第17号について、補足説明を申し上げます。

首都圏人口への流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出することで人口の定住化を図り、地域が自立できる取り組みを進める定住自立圏構想の推進を本市において推進する中で、今後、広域的な合併を行った合併市のみが周辺市町との定住自立圏形成協定に代えて、人口最大の旧市を中心地域、他の旧町を周辺地域とした定住自立圏形成方針を議会の議決を経て策定することが必要であり、あらかじめ地方自治法第96条第2項の議決事件に定住自立圏形成方針を位置づけるための条例であります。

なお、本取り組みに際しましては、国より5か年間の財政支援等が講じられる予定となっております。

以上で、議案第17号の補足説明を終わります。

議長（林 一哉） 企画課長の補足説明は終わりました。

続いて、議案第18号、議案第19号、議案第25号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

財政課長（加瀬正彦） 議案第18号、旭市雇用促進住宅整備基金条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、雇用促進住宅及び共同施設の建設、改修等の財源に充てるための基金設置について、必要な事項を定めるものでございます。

それでは、議案の条文についてご説明申し上げます。

第1条は、設置規定でございます。

第2条は、基金の積立額を予算で定める額とするものでございます。

第3条は、基金の管理に関する規定でございます。

第4条は、基金の運用益の処理に関する規定でございます。

第5条は、基金の繰替運用ができるようにするための規定でございます。

第6条は、基金の処分に関する規定でございます。

第7条は、委任規定でございます。

附則として、本条例の施行期日を本年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第18号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第19号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、独立行政法人雇用・能力開発機構から譲り受けました雇用促進住宅及び共同施設についての設置及び管理を行うため、必要な事項を定めるものでございます。

条文でございます。

第1条は設置の趣旨、第2条は用語の定義、第3条は設置規定。

次のページになりますけれども、第4条は住宅の名称、第5条は入居者の公募の方法に関する規定、第6条は入居者の公募の例外に関する規定、第7条は入居者の資格に関する規定。

続きまして3ページになります。中ほどですけれども、第8条は入居の申し込み及び決定に関する規定、第9条は入居者の選定方法に関する規定、第10条は入居補欠者に関する規定。

次のページになります。第11条は入居の手続きに関する規定、第12条は同居の承認に関する規定、第13条は入居の承継に関する規定。

その次の5ページになります。第14条は家賃の額に関する規定、第15条は家賃の減免または徴収猶予に関する規定、第16条は家賃の納付に関する規定、第17条は督促及び延滞金に関する規定。

6ページになります。第18条は敷金に関する規定、第19条は修繕費用の負担に関する規定、第20条は入居者の費用負担義務に関する規定になります。

次の7ページ、第21条は入居者の保管義務に関する規定、第22条は迷惑行為の禁止に関する規定、第23条は住宅を使用しないときの届け出に関する規定、第24条は住宅の貸与等の禁止に関する規定、第25条は住宅の用途変更の禁止に関する規定、第26条は住宅の模様替えの制限に関する規定、第27条は住宅の明渡しに関する規定。

次の8ページになります。第28条は住宅の明渡し請求に関する規定、第29条は住宅の管理人に関する規定、第30条は立入検査に関する規定。

9ページの第31条は入居者について警察署長への意見聴取に関する規定、第32条は入居者について警察署長が意見することに関する規定、第33条は委任規定、第34条は罰則規定であります。

附則といたしまして、本条例の施行期日を本年4月1日とすること、それから3月31日以前の雇用促進住宅の契約者が引き続き入居する場合の入居要件について経過措置を設けておるものでございます。

以上で、議案第19号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第25号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

お手元に新旧対照表がいつているかと思ひます。一番下にあつたと思ひますけれども、この12ページになります。これを見ながらご説明をしたいと思います。

本案件は、ここにございますとおり、神西住宅の一部、それから西野住宅の一部、それから双葉団地の一部を用途廃止するため、条例のこの別表に規定されております住宅の戸数を、神西住宅は37戸から15戸へ、西野住宅は58戸から52戸へ、双葉団地は64戸から53戸へそれぞれこの表を改めさせていただくものでござひます。

用途廃止をする理由でござひますが、神西住宅の22戸、それから西野住宅の6戸、それから双葉団地の11戸が空き家となっております。この住宅は築後40年以上が経過してありまして、耐用年数、これは30年でござひますけれども、これも大幅に過ぎてありまして建物の老朽化が著しく、防犯・防災などの面から、順次解体撤去を行う予定で用途廃止をするもので

ございます。この結果、現在415戸の公営住宅がございますけれども、それが376戸になるものでございます。

以上でございます。

議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

続いて、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第31号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 平野哲也 登壇）

総務課長（平野哲也） 議案第20号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

行政に対する住民ニーズの多様化や少子化の進展等に即応できる組織・機構体制の整備を図るため、平成22年4月1日に行政改革推進課及び子育て支援課を新設するため、条例を改正するものでございます。

お手元の新旧対照表、先ほども使いました新旧対照表のほうをご用意いただきたいと思えます。新旧対照表の1ページをご覧くださいと思います。

改正の内容でございますけれども、同条例の別表に課の名称及び主な事務分掌を加えるものでございまして、秘書広報課の次に「行政改革推進課」を、社会福祉課の次に「子育て支援課」を加えるものであります。

以上で、議案第20号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第21号をお願いいたします。

議案第21号、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正は、職員の定数管理を適切に行うため、所要の改正を行うものでございます。

やはり先ほどの新旧対照表の2ページをご覧くださいと思います。

改正の内容でございますけれども、第3条の各号に規定する職員の定数について改正するものでございます。

第1号の議会事務局の職員を9人から8人に、第2号の市長事務部局の職員を590人から525人に、第3号の選挙管理委員会事務局の職員を18人から9人に、第4号の監査委員事務局の職員を4人から3人に、第5号の教育委員会事務局の職員を110人から105人に、第6号の農業委員会事務局の職員を9人から7人に、第7号の消防職員を138人から130人に、第8号の水道事業企業職員を19人から15人にいずれも減員するものでございます。これによりまして、1号から8号までの定数は従来の897人から802人ということで、95人の減員となりま

す。

減員の理由につきましては、定員適正化計画等に基づき職員の削減を進められたこと、また、今後の適正な職員数を考慮したものでございます。

次に、第9号の病院事業企業職員につきましては、1,748人から1,800人に52人増員するものでございます。

増員の理由につきましては、現在、病院において7対1看護基準へ向け順次移行を図っていることから、今後も看護師などの増員が見込まれるということでございます。

以上で、議案第21号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第22号でございます。

新旧対照表も両方使いますので、よろしくお願いたします。

議案第22号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、昨年的人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に伴い、所要の改定を行うものでございます。

今回の改正内容は、時間外勤務手当について、月60時間を超える時間外勤務に対し、超過した勤務1時間につき25%の割増賃金を支給するというものと、その割増分の支給に代えて代替休暇を取得できるというものを基本とする改正でございます。関連する旭市一般職の職員の給与に関する条例と旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の二つの条例を一緒に改正するものでございます。

それでは、まず改正条例第1条の旭市一般職の職員の給与に関する条例の改正について、新旧対照表のほうの3ページをご覧くださいと思います。

第16条第3項の次に、新たに「第4項」及び「第5項」を追加するものでございます。

第4項は、時間外勤務の時間が1か月につき60時間を超えた職員について、60時間を超えて勤務した時間に対する支給割合を定めたもので、第1号では、正規の勤務時間外について、その支給率を通常の100分の125に100分の25を加算した100分の150とするものでございます。また、括弧内ではありますが、その勤務が午後10時から翌日午前5時までの深夜に対する支給率につきましては、通常の100分の150に100分の25を加算した100分の175とするものでございます。

第2号の「割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務」とは、消防職等の交替制勤務職員の時間外についてございまして、この支給率については、通常の100分の25に100分の25を加算した100分の50とするものでございます。

次の第5項は、改正条例第2条の旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正と関連しますが、加算された時間外勤務手当が支給される職員について、その時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置としての代休時間を取得した場合については、時間外勤務手当の加算分は支給されないというものでございます。

続いて、改正条例第2条の旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正について、ご説明申し上げます。

新旧対照表の5ページをご覧くださいと思います。

第8条の次に、新たに時間外勤務代休時間として「第8条の2」を追加するものでございます。

第8条の2第1項は、改正条例第1条の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正において、第16条第4項の規定により、時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、その時間外勤務手当の加算分の支給に代えて時間外勤務代休時間を取得できるというものでございます。

第2項は、時間外勤務代休時間を指定された職員は、休日の代休日と同様に、時間外勤務代休時間においても、特に勤務を命ぜられる場合を除き、勤務することを要しないというものでございます。

第11条第1項の改正は、第8条の2の改正による文言整理と、休日に勤務した場合における代休日の指定についてであり、代休日の指定は休日を除くこととなっておりますが、今回の改正により、時間外勤務代休時間が指定された日についても代休日の指定から除くこととしてございます。

続いて、新旧対照表6ページをご覧くださいと思います。

第16条第3項の改正は、第8条の2の改正による文言整理でございます。

それでは、もう1回、改正条例の本文のほうに戻っていただきたいと思います。本文の3ページになります。

附則の第1項では、本条例の施行期日を平成22年4月1日とするものでございます。

また、附則第2項では、旭市職員の育児休業等に関する条例について、本条例の一部改正と併せて改正するものでございます。

以上で、議案第22号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第31号のほうをお願いしたいと思います。

議案第31号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての補足説明でござ

います。

やはり新旧対照表の16ページをご覧くださいと思います。

この協議につきましては、千葉県市町村総合事務組合の組織団体であります組合立国保成東病院及び鴨川市南房総市環境衛生組合が平成22年3月31日に解散するため、千葉県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少等に伴う規約の変更をすることについて、あらかじめ関係地方公共団体の議会の議決を求めるものでございます。

条文について説明いたします。

別表第1の改正は、規約第2条の組合を組織する団体についての改正でございます。

別表第2の改正は、規約第3条の共同処理する団体についての改正で、第1号は常勤の職員に対する退職手当の支給、第3号は議会の議員等の公務災害補償、次のページになりますが、第11号、これにつきましては公平委員会についての事務でございます。

なお、附則においては、本規約の施行期日を平成22年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第31号の補足説明を終わります。

議長（林 一哉） 総務課長の補足説明は終わりました。

続いて、議案第23号、議案第24号、議案第29号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 在田 豊 登壇）

社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第23号、旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、事務事業の見直しによる効率的で効果的な行財政運営を図るため、実施をするものでございます。

それでは、改正部分のご説明を申し上げます。

新旧対照表の9ページによりご説明を申し上げます。

第2条の改正は、現行では80歳以上の方全員に祝金の支給を行っていたものを、改正案の各号に掲げたとおり、当該年度中に節目の年齢を迎えた方々にそれぞれ支給をするよう改めるものです。それぞれの支給額は、第3条で、80歳を迎えた方は5,000円を、88歳の米寿を迎えた方は1万円を、99歳の白寿を迎えた方は2万円を、100歳以上の方は3万円とするよう改めるものでございます。

施行期日は、平成22年4月1日といたします。

また、経過措置といたしまして、平成21年9月2日から平成22年3月31日までの間で80歳

及び88歳に達した者も対象といたします。

続きまして、議案第24号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

同じく新旧対照表の10、11ページをお願いいたします。

本条例の一部改正は、大きく分けまして2点の改正となっております。1点目といたしまして、事業の助成の対象に新たに精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者を加えること、そして2点目として、住所地特例の規定の整備のために所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明を申し上げます。

第2条の改正は、今まで助成の対象としていなかった精神障害者につきまして、障害者自立支援法の目的ののっとりまして、身体障害者や知的障害者と同様に重度の障害に当たる精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者を助成対象に加えるというものでございます。

なお、本条の施行は、受給資格証の更新期であります平成22年7月1日からといたします。

次に、第2点目が第3条の改正でございます。

医療保険制度による被保険者の住所地特例の規定と同様に、本条例におきましても住所地特例の規定を整備するものでございまして、加入する医療保険が後期高齢者医療保険の場合などの規定を加えまして、整理をいたしたものでございます。

本条の改正は、公布の日からの施行といたします。

続きまして、議案第29号、干潟シルバー活力センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

干潟シルバー活力センターは、高齢者の福祉の増進を目的に、昭和42年及び昭和53年に建設されました旧干潟町西保育所を平成元年に改修をいたしまして設置されました。その後、平成14年に工芸ができる施設に改修を行いまして、現在は陶芸クラブが利用をしておりますが、耐震基準を満たしていない老朽化した建物であり、また急傾斜地に建設されているばかりでなく、用地は借地であり所有者からの返還要望もございまして、本センターを廃止するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（林 一哉） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第26号について、都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長 伊藤恒男 登壇）

都市整備課長（伊藤恒男） 議案第26号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表は13ページに掲載してございます。

現在、飯岡地区三川地先に整備を進めております下宿ふれあい公園、1.16ヘクタールを市立公園とするため、所要の改正を行うものであります。

条例第3条に定める名称及び位置につきましては、別表第2の都市公園以外の公園の末尾に一文を追加するものでございます。

なお、公園の名称であります。これまで予算等におきましては、仮称などを含めまして「下宿ふれあい公園」と称して予算等を執行してきたものであります。三川地区の公園ということもありますので、地元の区長さん方からご意見を伺いまして、この際、公園の名称を「三川ふれあい公園」として提案するものでございます。

附則は、本条例の施行日を定めるものでございます。

議案第26号の補足説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（林 一哉） 都市整備課長の補足説明は終わりました。

議案第27号、議案第30号について、生涯学習課長、登壇してください。

（生涯学習課長 野口國男 登壇）

生涯学習課長（野口國男） 議案第27号、大原幽学遺跡史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、大原幽学遺跡史跡公園キャンプ場を廃止することとしたため、所要の改正を行うものでございます。

大原幽学遺跡史跡公園キャンプ場は、平成元年度にレクリエーション施設として設置し、現在20年を経過しておりますが、電気設備の全面改修が必要となるなど施設の老朽化による不具合が起きております。また一方、昨年4月に千葉県より海上キャンプ場が委譲されまして、旭市海上キャンプ場としてオープンしております。したがって、老朽化の度合いや維持管理コスト、利用状況等を勘案いたしまして、所期の目的を維持できなくなったため、大原幽学遺跡史跡公園キャンプ場を廃止することといたしました。

今回の条例改正は、大原幽学遺跡史跡公園の設置及び管理に関する条例のうち、キャンプ場に係る部分を削るとともに、併せて合筆による公園の代表地番の変更を行うほか、附則により、関連する条例となります旭市使用料及び手数料に関する条例の別表第1その1中の大原幽学遺跡史跡公園の項を削るものであります。

なお、本条例の施行期日は、平成22年4月1日とするものであります。

続きまして、議案第30号、旭市青少年憩の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、旭市青少年憩の家を廃止することとしたため、旭市青少年憩の家の設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

旭市青少年憩の家については、昭和50年に青少年の健全な育成を図る施設として設置され35年間その活用を図ってまいりましたが、1階部分がピロティという壁がなく柱と梁のみで2階部分を支える構造となっており、この部分の数か所に老朽化による大きな亀裂が見つかるなど施設使用が危険な状況にあります。老朽化の度合いや維持管理コスト、利用状況等を勘案し、所期の目的である研修・交歓及び宿泊の場としての機能を維持できなくなったため、廃止することといたしました。

なお、附則により、関連する条例となる旭市使用料及び手数料に関する条例の別表第1その1中の旭市青少年憩の家の項を削り、本条例の施行期日を平成22年4月1日とするものであります。

以上で、議案第27号、議案第30号についての補足説明を終わりとさせていただきます。

議長（林 一哉） 生涯学習課長の補足説明は終わりました。

議案第28号について、国民宿舎支配人、登壇してください。

（国民宿舎支配人 堀川茂博 登壇）

国民宿舎支配人（堀川茂博） 議案第28号、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例第2条第1号の名称中「食彩の宿いいおか」を「食彩の宿いいおか荘」に改め、本年の4月1日から施行しようとするものでございます。

この条例の改正に当たりましては、昨年9月16日、国民宿舎運営委員会に諮問を行い、審議を尽くされた結果、同年12月28日付けで、以前の名称変更を踏まえながら、施設の呼びやすさや親しみやすさを考慮し、「食彩の宿いいおか荘」と名称を改めることは適当であるとの答申をいただきました。

なお、経営に当たりましては、これを機に利用者のリピーター化や集客力アップにつなげ、一層の営業努力を行う所存でございます。

以上、議案第28号についての補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

議長（林 一哉） 国民宿舍支配人の補足説明は終わりました。

議案第32号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 神原房雄 登壇）

商工観光課長（神原房雄） 議案第32号、旭市土地開発公社定款の変更について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、土地開発公社の透明性の確保の観点から、平成17年1月21日付けで改正された土地開発公社経理基準要綱に基づく経理に移行するに当たり、定款中の規定の整備を行うものでございます。

新旧対照表を併せてご覧いただきたいと思います。

具体的には、理事会の議決事項について規定した第16条第3号中にキャッシュフロー計算書を付け加えるものであります。

次に、公社の資産について規定した第21条第1項中「基本財産及び運用財産」とあるのを「運用財産」の表記を削除するものでございます。

次に、毎年設立団体である旭市に対し提出する財務諸表について規定した第24条に、キャッシュフロー計算書を付け加えるものでございます。

また、附則については、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、設立団体の議会である旭市議会の議決を経て千葉県知事の許可を受けなければその効力を生じないとあることから、施行期日にその旨を定めたものでございます。

以上で、議案第32号の補足説明を終わります。

議長（林 一哉） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

議案第33号、議案第34号について、秘書広報課長、登壇してください。

（秘書広報課長 米本壽一 登壇）

秘書広報課長（米本壽一） 議案第33号、第34号について、補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

本市には現在、人権擁護委員が10名おりますが、このうち2名が6月30日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

議案第33号で推薦したい方は、旭市神宮寺5168番地1にお住まいの林秀和氏、昭和22年11月6日生まれの方であります。

次に、議案第34号で推薦したい方は、旭市三川9058番地にお住まいの石毛昭夫氏、昭和22年5月20日生まれの方でございます。

林秀和氏は平成16年から、また石毛昭夫氏は平成19年から人権擁護委員として積極的に活動されており、ともに誠実な人柄で地域での信望も厚く、委員として適任の方ですので、引き続き推薦するものでございます。

なお、お二人とも、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては該当する事項はありません。

また、委員の任期は3年間でございます。

以上で、議案第33号、第34号の補足説明を終わります。

議長（林 一哉） 秘書広報課長の補足説明は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 4時 2分

再開 午後 4時 3分

副議長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

地方自治法第117条の規定により、議案第35号に関係いたします林一哉議員、高橋利彦議員、林俊介議員、日下昭治議員、木内欽市議員の退席を求めます。

（ 2 2 番 林 一哉 退席 ）

（ 2 0 番 高橋利彦 退席 ）

（ 1 8 番 林 俊介 退席 ）

（ 1 7 番 日下昭治 退席 ）

（ 1 5 番 木内欽市 退席 ）

副議長（嶋田哲純） しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 4時 3分

再開 午後 4時 4分

副議長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第35号について、都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長 伊藤恒男 登壇）

都市整備課長（伊藤恒男） 議案第35号、あさひパークゴルフ場の指定管理者の指定について、補足説明を申し上げます。

現在指定しております指定管理者の指定期間が来る3月31日をもちまして満了となりますので、次期の指定管理者を指定するに当たり、あらかじめ議会の議決をいただくものでございます。

現在の指定管理者は、財団法人旭市福祉協会を指定しているものでありますが、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条を適用しまして、公募は行わず、現在の指定管理者であります同協会からの申請に基づきまして、旭市指定管理者候補者選定委員会において審査をいただいたところでございます。審査の結果、財団法人旭市福祉協会が指定管理者の候補者として適任として選定されましたので、引き続き同協会をあさひパークゴルフ場の指定管理者として指定をしようとするものでございます。

なお、指定期間につきましては、近接するあさひ健康福祉センターの指定管理者が同協会でございますので、この施設の指定期間との整合を図るために指定期間を平成23年度末までの2年間と予定するものでございます。

議案第35号の補足説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

副議長（嶋田哲純） 都市整備課長の補足説明は終わりました。

ここで林一哉議員、高橋利彦議員、林俊介議員、日下昭治議員、木内欽市議員の入場を求めます。

（ 22番 林 一哉 入場 ）

（ 20番 高橋利彦 入場 ）

（ 18番 林 俊介 入場 ）

（ 17番 日下昭治 入場 ）

（ 15番 木内欽市 入場 ）

副議長（嶋田哲純） しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 4時 6分

再開 午後 4時 7分

議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第36号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 北村豪輔 登壇）

建設課長（北村豪輔） それでは、議案第36号、市道路線の認定、廃止及び変更について、補足説明を申し上げます。

認定する9路線は、道路整備事業に伴い2路線を、宅地造成により市に帰属された7路線を認定するものです。

廃止する3路線は、重複する路線等について廃止するものです。

変更する3路線は、都市計画公園事業等により変更するものです。

以上で、議案第36号の補足説明を終わります。

議長（林 一哉） 建設課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

議長（林 一哉） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は4日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時 8分